

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

## 吹田市議会会議録 3号

令和7年（2025年）2月26日（水）（第3日）

## 吹田市議会会議録 3号

令和7年2月定例会

### ○ 議事日程

令和7年2月26日 午前10時開議

- 議案第1号 吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の制定について
- 議案第3号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 吹田市子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 吹田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について
- 議案第20号 旧津雲台第1住宅及び旧佐竹台住宅の土地の処分について
- 議案第22号 こども園における事故に係る損害賠償額の決定について
- 議案第23号 中の島公園及び吹田市立中の島スポーツグラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第25号 市道路線の認定、廃止及び変更について
- 議案第26号 令和7年度吹田市一般会計予算
- 議案第27号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第28号 令和7年度吹田市部落有財産特別会計予算
- 議案第29号 令和7年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算
- 議案第30号 令和7年度吹田市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算
- 議案第33号 令和7年度吹田市病院事業債管理特別会計予算
- 議案第34号 令和7年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- 議案第35号 令和7年度吹田市水道事業会計予算
- 議案第36号 令和7年度吹田市下水道事業会計予算
- 議案第37号 令和6年度吹田市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第38号 令和6年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 令和6年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 令和6年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

議案第44号 令和6年度吹田市下水道事業会計補正予算（第1号）  
2 一般質問

---

○ 付 議 事 件  
議事日程のとおり

---

○ 出席議員 34 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五十川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	7 番	石 川 勝
8 番	後 藤 恭 平	9 番	中 西 勇 太
10 番	玉 井 美 樹 子	11 番	山 根 建 人
12 番	村 口 久 美 子	13 番	後 藤 久 美 子
14 番	川 田 尚	15 番	江 口 礼 四 郎
17 番	浜 川 剛	18 番	井 上 真 佐 美
19 番	野 田 泰 弘	20 番	竹 村 博 之
21 番	塩 見 み ゆ き	22 番	柿 原 真 生
23 番	清 水 亮 佑	24 番	今 西 洋 治
25 番	林 恭 広	26 番	澤 田 直 己
27 番	白 石 透	28 番	有 澤 由 真
29 番	矢 野 伸 一 郎	30 番	小 北 一 美
31 番	橋 本 潤	32 番	乾 詮
33 番	高 村 将 敏	34 番	井 口 直 美
35 番	泉 井 智 弘	36 番	藤 木 栄 亮

---

○ 欠席議員 0 名

---

○ 出席説明員

市長	後藤圭二	副市長	春藤尚久
副市長	辰谷義明	水道事業管理者職務代理者 水道部長	原田有紀
危機管理監	岡田貴樹	総務部長	大山達也
行政経営部長	今峰みちの	税務部長	中川明仁
市民部長	中村大介	都市魅力部長	井田一雄
児童部長	北澤直子	福祉部長	梅森徳晃
健康医療部長	岡松道哉	環境部長	道澤宏行
都市計画部長	清水康司	土木部長	真壁賢治
下水道部長	愛甲栄作	会計管理者	杉公子
消防長	笹野光則	理事（子育て支援センター担当）	岸上弘美
理事（福祉指導監査担当）	伊藤さおり	理事（公共施設整備担当）	伊藤登
理事（地域整備担当）	梶崎浩明	教育長	大江慶博
学校教育部長	山下栄治	教育監	植田聡
地域教育部長	道場久明		

○ 出席事務局職員

局長	古川純子	次長	岡本太郎
参事	守田祐介	主幹	井上孝昭
主幹	稲見敦史	主任	吉原大喜
主任	新宮航平	書記	三枝暉秋

○  
(午前10時 開議)

○泉井智弘議長 ただいまから2月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は34名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、それにより御承知願います。

本日の署名議員を私から指名いたします。

21番 塩見議員、28番 有澤議員、以上両議員にお願いいたします。

これより議事に入ります。

○泉井智弘議長 日程1 議案第1号、議案第3号、議案第5号から議案第11号まで、議案第17号、議案第20号、議案第22号、議案第23号及び議案第25号から議案第44号まで並びに日程2 一般質問を一括議題といたします。

なお、12番 村口議員から資料の配付の申出がありましたので、会議規則第147条に基づき許可いたしました。クラウド上などに掲載してありますので、御報告いたします。

それでは、昨日に引き続き各会派の代表質問を受けることにいたします。通告順位により順次発言を願います。9番 中西議員

(9番中西議員登壇)

○9番 中西勇太議員 吹田党議員団の中西勇太です。会派を代表して質問させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

通告しておりました地域経済振興についてと帯状疱疹ワクチンなど予防接種事業については、今回は取下げをさせていただきます。

まず、施政方針について御質問いたします。

施政方針については、昨日も質問がありましたが、国難に直面する我が国の中で、大変重要な役割を持つ本市において、市長として何に力を入れていかれるのか、何を急ぐべきなのかということを示していただきたいという思いで質問をさせていただきます。

令和7年を迎えた今、我が国は国難に直面しております。1990年代以降、一人当たりGDPは停滞し失われた30年とも呼ばれる長期停滞し続けている経済、その中で税金と増大し続ける社会保障費による国民負担の増加、そして少子高齢化、中でも長期にわたり継続し、近年さらに急激に進んでいる少子化と、少子化の中にもかかわらず増え続ける不登校児童、生徒数や発達障がいと診断される子供たちの増加。

私たちの宝物である子供たちに起こっているこの事態は、私たちが最も憂慮すべき自らを省みるべき事態です。国内だけの問題にとどまりません。国際競争力は低下しており、今後も低下していくことが危惧されます。国際情勢においても、日本のテレビで報道されているような武力紛争だけではなく、我々の近隣諸国からも覇道的な人的、経済的、そして武力的な圧力の手は広がっており、我が国を含めた近隣諸国においても国際的な有事の発生も懸念されます。そしてアメリカ合衆国に誕生した新しい大統領により、世界のスタンダードが大きく変わりつつあります。少なくともこれからさらに激動し、国際情勢が不安定となることは確実です。

こういった世界の激変期に当たり、国難に直面している我が国を救うこと、子供たちを救うことの一助となるのがここに集っている我々の責務だと考えます。

この10年で約2万人人口が増え、令和7年度吹田市の一般会計予算は昨年よりも約96億円の増となり、1,800億円を上回りました。特異的な恵まれた自治体である本市だからこそ、市長は本年の新年懇談会等でも、利他的な活動が求められるという大切なこと、変化に対してどのように取り組んでいくべきかということにも言及しておられました。

しかしながら、令和7年施政方針においては、ハラスメント対策への言及から始まり、教育分野での教員の働き方改革、不登校児童、生徒の支援、介護予防や健康づくり、災害対策、文化・芸術、スポーツの振興など、自治体としての役割を果たす必要性が強調されているものの、我が国が置かれている現状やさらには国際情勢の不安定化といった国難に直

面している現状を踏まえ、厳しい情勢の中で吹田市は具体的にどのような危機管理体制の強化、他自治体や国との連携及び地域住民の安心、安全、福祉確保に向けた具体策などを講じることで、我が国の中で本市が果たすべき役割を全うしようとしているのかを読み取ることができませんでした。我が国の中で本市が果たすべき役割、具体的な施策や実行計画について、御回答を市長にお願いできればと思います。

○泉井智弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま、高い視点から我が国の在り方と吹田市の役割について御質問をいただきました。

我が国の地方自治制度は、基礎自治体が地方自治の主体となり、その手に余る事務は広域自治体が、そして自治体でできないことは国が担うという補完性の原理に基づいております。

ただし、吹田市という基礎自治体の責務、役割と、吹田市民という国民の責務、役割は同じではありません。

我が国の中で本市が果たすべき役割はという問いですが、国と自治体は対等であり、国家を支える一組織ではない吹田市にとって、あくまでもその役割は、吹田市民の福祉の増進とまちづくりであります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 市長、ありがとうございます。施政方針の中で自治体の中で果たすべき内容を述べていただき、令和7年度当初予算の取組では、給食の質を確保するために、値上がり分の補助の予算が示されたこと、上の川周辺整備事業の延伸など、多くの取組を大変評価し、感謝しております。

ただ、施政方針の中で市政運営の方針が網羅的に示されていますが、1,800億円を上回った令和7年度吹田市の一般会計予算を利用し、市長として吹田市の中で一体何に特に力を入れて取り組んでいかれるおつもりなのかについても、ぜひお聞かせいただけたらと思います。

○泉井智弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 市政運営の方針が網羅的なのは、まさにそれが行政の責任範囲の広さを反映しているということでございます。そこに傾聴はございません。

一方で、短期集中的に講じるべき施策は、その時々において存在します。それも含めて総合計画、そして施政方針に沿った施策、そしてそれを進める計画をお示しをしているものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。昨日も御答弁ありましたけども、相互に関連し合う網羅的な全ての取組に取り組んでいただくことは大切ですし、その中で何に注力して、何を急ぐべきなのかということを示して、本市が前に進んでいけるように共に進んでいけたらと思います。そして、課題解決にしっかりと取り組んでいきたいということから御説明していきたいと思います。

施政方針において、教育分野の取組については、教員の皆様が働き甲斐を持って能力を発揮できる環境を整えることに注力され、そして、多様な児童、生徒一人一人に応じた質の高い教育を提供することを目指しますと示されています。本市において目指されるその質の高い教育とはどういった教育でしょうか。ただ学業成績のよい子供たちが育つことを目指されているのか、それとも少子化の中にもかかわらず増え続ける不登校児童、生徒数など、子供たちに係る諸課題の根本原因も解決していくような教育でしょうか。これについては、教育長に御答弁をお願いできましたら幸いです。

○泉井智弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

本市が目指す教育につきましては、幼児教育から学校教育、そして生涯学習を通し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、主体的に行動し、他者と協働しながら未来を切り拓く力など、総合的人間力の育成を図ることが、学力だけでなく不登校をは

じめとした児童生徒に係る諸課題の解決につながるものと考えております。

次期吹田市教育振興基本計画におきましても、誰一人取り残されない学びの保障の推進、子供・若者支援体制の充実や教員の働き方改革の推進などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 教育長。

○大江慶博教育長 本市が目指す教育は、いわゆる見える学力の伸長にとどまらず、予測困難な未来を生き抜くための総合的人間力の育成に努めていることは、ただいま担当から御答弁させていただいたとおりであります。他の自治体の考え方とも多く共通するものでございます。

しかしながら、例えば近隣他市においては、総合教育会議の協議内容として、教育大綱に係る報告、教育行政に係る点検・評価、あるいは新規事業の協議・報告など双方向の議論が十分でない自治体が多い印象がございます。

また、ICT教育の効果的な活用において、本市ではここ数年、教室の黒板をホワイトボードに更新しておりますが、近隣他市、府内中核市における同様の整備は、計画を含めほぼ見当たりません。

児童生徒が9年間を過ごす学校、学習環境は、学習内容と同等に教育活動の質の向上には重要であり、本市においては、いじめ防止や不登校対応を含む、個に応じた学習や支援を実現するための教育環境の整備、構築について、議会の御理解をいただき充実できていること、あるいは教員の働き方改革を例に挙げても総合教育会議で市長部局と教育行政が双方向に具体的な方策の議論を深めているなど、課題の共有や解決に向けた協働を基盤に、さらに質の高い教育を目指そうとするものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

(9番中西議員登壇)

○9番 中西勇太議員 丁寧に答弁いただき、ありがとうございます。登校、不登校とか分けず、学校の子供、学校の先生たち、親御さん、民間の方々を分けずに本当に、今おっしゃったような協働作業で全

ての子供たちの豊かな心と健やかな体を育むということを共に目指していけたらと考えております。

施政方針についてはこの後の質問の中でも触れますが、次の質問に移ります。

次に、脳ドック受診費用助成について質問します。

令和7年度から本市国民健康保険被保険者の脳ドック検査費用を助成することにより、脳血管障がい等の疾患の予防、早期発見及び早期治療を促進し、健康の保持増進を図るとされています。

脳ドックは以前からございますが、この取組を令和7年度から実施することにされたのは一体なぜでしょうか。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 令和6年度(2024年度)に大阪府内の市町村国民健康保険料が統一されたことで、各市町村による保健事業のさらなる充実が求められていることや、吹田市国民健康保険第3期データヘルス計画において、健康課題として脳血管疾患を挙げていること、また市民の方からの御要望の声や他市状況等を踏まえまして、令和7年度(2025年度)の吹田市国民健康保険被保険者に対する脳ドック検査費用の助成に係る予算を提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

(9番中西議員登壇)

○9番 中西勇太議員 私は、脳外科医なんですね。議員である前に脳神経外科を専門としてきた医師の一人で、だからといって私の意見がこの場において正しいとかそういったことを話すつもりはないんですが、お伝えしたい大切なことは、医療だけではありませんが、専門家の中であっても多様な意見や根拠が存在すること。医療だけではありませんが、治療だけでなく、検査を受けることにも受けた方にとってデメリットが存在するということです。

MR I 検査や頸動脈エコー検査のような画像検査であっても、偽陽性といって本当は異常でないのに、病気でないのに、異常である、病気であると診断してしまう可能性や正しい診断であったとしても、生涯問題とならないような病的初見を不必要に発見し

てしまうこともあります。治療の対象となる診断であったとしても、過剰な診断であったとしても、いずれにせよ心理的負担を増やし、QOL、生活の質を落としてしまう可能性もあります。

詳しく御説明しますと、例えば無症状の脳梗塞が見つかったとしても、一律で出血が止まりにくくする抗血小板剤による内科的な医療介入を行うことは効果が乏しく、出血のリスクを上げることもあり、推奨されていません。本予算案でうたわれている早期発見及び早期治療の促進自体の根拠が乏しいのです。そして、1回2万円から5万円以上もかかる高額な検査です。脳動脈瘤などの家族歴がある方など、検査前確率が高い方に対して検査など医療的な介入を行うことは、私も専門家として否定しません。

しかし、アメリカ予防医学専門委員会では、今、御説明したようなメリットとデメリットを勘案して無症状の方にはデメリットのほうが大きいという評価までされています。このような脳ドックに対して、多額の費用を投じることは、明確な根拠が示されませんと賛成しかねます。他市も行っているとか、受けたいと言っている方がいるとかではなく、明確に吹田市民の健康を増進するという根拠と費用対効果について御説明ください。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 現時点におきまして、脳ドックの費用対効果を示した科学的根拠は把握しておりませんが、脳ドックを受診いただくことで無症候性脳梗塞等の早期発見等の可能性があり、適切な治療や保健指導を受けることによって受診者の健康増進につながるものと認識しております。

また、保健事業の実施を通して、就労世代でも脳血管疾患を発症する方が一定数おられる実態は把握しており、今回の脳ドック費用助成と併せて脳の健康づくりに関する啓発にも取り組み、一人でも多くの市民が脳血管疾患の予防や認知機能の維持、向上に関心を持ち、定期的な特定健診等の受診とともに運動、栄養、休養、禁煙等の健康行動を実践、継続していただくことで、健康寿命の延伸につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

(9番中西議員登壇)

○9番 中西勇太議員 必要な方には、必要な検査と治療が行われること。検査や医療介入などなくとも、全ての国民の健康への意識が高まり、食事を中心とした生活習慣指導や啓蒙活動が行われることが適切と考えますが、今話したような広く知られているデメリットも勘案されておらず、費用対効果も説明できないということが分かりましたので、引き続き委員会での適切な審議が行われることを期待いたします。

続いて、母子健診事業等における発達特性ウェブスクリーニング検査ここあぼの導入、子供発達支援についてお聞きします。

この検査の導入についても、極めて懸念を感じています。懸念とは、5歳児健診の効果についてうたわれている就学前に発達特性等を早く把握することが、本当に子供たちのためになるのかです。

この、ここあぼシステムを使用するに当たっての効果をどのように評価しているのでしょうか。また、ウェブスクリーニングの実施によって要配慮児との診断を受ける児童数をどのように見込み、その後の就学相談を実施される体制を見込んでおられるのでしょうか。

○泉井智弘議長 子育て支援センター担当理事。

○岸上弘美理事（子育て支援センター担当） ウェブスクリーニングシステムここあぼは、発達特性を診断するのではなく、幼児に対する必要な支援や配慮、保護者の困り感を明らかにするためのツールです。

それらを小学校就学前に把握し、相談や療育、適切な支援につなぐなどの環境調整を行うことで、保護者の不安を軽減し、円滑な就学につながるものと考えております。

スクリーニングによって、配慮が必要と判断される児童数は、先行市の実績等から、およそ500人を見込んでおります。その後の就学相談につきましては、現在こども発達支援センターで実施しているおひさま相談の実績から約100人を見込んでおり、新たに就学相談支援員を配置することで、小学校や教育委員会と連携、支援できる体制を整備するもので

ございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。文部科学省の調査では、発達障がいなどの行動特性のある子どもは全体の8.8%という調査結果もございます。希望を重視せずに全児童に行うことで、要配慮児と診断されたにもかかわらず十分なその後のケアにつなげることができない、長い待機時間が発生する可能性も考えられます。もし発達相談支援員が足りたとしても、児童精神科医師の不足の解消は難しい現状です。

そもそも、今回のスクリーニング検査と5歳児健診は異なりますが、この歳児健診の実施の意義で語られることがある不登校の減少は本当に5歳児健診による効果なのか、こういった検査や健診の意義を不登校の減少で判断してよいのか。学校や教育委員会の取組につなげればそれでよいのかと疑問があります。

発達障がいと診断される子供たちの数は全国で増えていますが、本市での現状は把握されているでしょうか。根本原因についてはどのように評価し、対策を考えておられるのでしょうか。

○泉井智弘議長 子育て支援センター担当理事。

○岸上弘美理事（子育て支援センター担当） 本市での発達障がいと診断された児童の数は把握しておりませんが、巡回相談対象児童やおひさま相談利用児童の増加等から、発達に配慮を要する児童は増加しているものと認識しております。

根本原因については特定が困難と考えておりますが、増加の要因として、診断精度の向上や障がいに関する認知が広がったことやノーマライゼーションの浸透により個性として受け止め、強みにも注目しながら教育や支援を進めていくという考え方が広がり、保護者や当事者が積極的に診断や支援を受ける傾向になったことが挙げられます。

こうした傾向を踏まえ、本市としましては、ここあぼの結果を受け取った後の相談体制の充実や円滑な就学につなげるための仕組みを強化してまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 今の御答弁ですと、根本原因に対して今の社会をつくってきた我々大人の責任には触れようとしておられないように私には聞こえます。

検査には画像検査のような可視化できる検査であっても偽陽性の可能性があることは先ほどの質問でも御説明したとおりです。検査や診断が行われた際に、過剰な診断となる可能性や自閉症スペクトラム症など発達障がいと診断されるような症状が一度診断されたとしても、その後の経過で症状が目立たなくなることもあることも広く知られています。

そういった科学的な立場から懸念が示されているにもかかわらず、最も子供たちを見ている親が希望していないような児童に対しても検査を行い、発達障がいを疑うような症状が実生活の中でないにもかかわらず、不要な診断、レッテル貼りにもつながってしまうような結果となることは避けるべきではないでしょうか。

今、御説明したような懸念事項は、把握、検討されているのでしょうか。保護者の方への丁寧な御説明は行われる予定でしょうか。

○泉井智弘議長 子育て支援センター担当理事。

○岸上弘美理事（子育て支援センター担当） ここあぼのスクリーニングの結果として保護者に送付される個人結果票には、診断名ではなく子供の行動面の個性や特性、子供の生活への適応、子育ての大変さについて、配慮の必要性が示されています。

そのため、スクリーニング結果から診断名によるレッテルが貼られるのではなく、子供にとって必要な支援や配慮を保護者や保育所、幼稚園等が把握できるものと考えております。

その上で、個人結果票から保護者が不安を感じた際には、専門職による相談の中で丁寧に説明し、対応してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 また、これまで任意で希望者のみに行われていた就学相談が、スクリーニング検査によって吹田市で先進的に実施されることによって、その結果、子供を特別支援学級などに向かわせる。そもそもそれ自体が、世界的にも本市においても重要性が認識されているインクルーシブ教育にも反し、発達特性を持つ子供たちの分離教育を押し進めてしまうことにはつながらないでしょうか。特別支援教室は教育委員会所管です。重大な懸念が存在しますので教育長にも御見解をお聞かせいただけたらと思います。

○泉井智弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

担当部署が導入する検査につきましては、検査結果の情報を基に支援学級への入級を判断するものではなく、あくまで入学する児童一人一人の円滑な就学のための実態把握であり、入学に際して、学校、保護者が相互連携し、合理的配慮を含む個別支援につなげることが望ましいものと認識しております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 教育長。

○大江慶博教育長 小学校就学前の保護者の多くは、義務教育が始まることへの喜びや期待をもつ一方で、我が子が新たな学校生活に順応し、楽しく登校できるかといった不安も抱えておられることから、どの小学校も、入学後の適切な支援について、保護者ときめ細かな連携を図ることに努めております。

御質問の検査を効果的に活用することにより、学校、保護者の情報共有が深まり、児童が安心、安定して学校生活を送ることに期待をしております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。今回のスクリーニング検査がもし導入された場合、その結果をどのように評価し、事業の見直しを行う予定でしょうか。

○泉井智弘議長 子育て支援センター担当理事。

○岸上弘美理事（子育て支援センター担当） 本事業は、児童が小学校就学前に必要な支援や配慮につながり、就学後への切れ目ない支援を目指しているものであり、導入後の評価につきましては、保育所、幼稚園等へのアンケートを実施するなど、関係部局ともに効果検証に努めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 先ほど教育長も丁寧な御答弁ありがとうございました。ありがとうございます。本当に、親御さんと子供さんの愛着形成をしっかり守っていくという結果にちゃんとつなげると。再評価と丁寧な説明等、しっかりと取り組んでいただけたらと思います。

次に、食育、学校給食、自治体間連携などについてお聞きします。

給食について、令和7年度当初予算の取組では、子育て世帯への経済支援として、重点支援地方交付金の推奨事業メニューとして位置づけられていることから、4月から9月までの小学校給食費の無償化と中学校給食費の半額補助を来年3月までの継続が提案されました。

この保護者の経済的負担の軽減を目的とした給食無償化について、吹田市議会では多くの議員の皆様が、昨年9月定例会で意見書や決議に賛同されていることなどから民意を反映した結果なのかもしれません。

しかし、我が会派は其中で、給食費無償化という政策には功罪が存在することを御説明し、保護者負担軽減を目的としてただ給食費を無償化することには反対という立場を子供たちの心身の健全な育ちを守る観点から示しました。そして、これまで繰り返し給食の質の維持、向上を目的として、行政補助を検討していただけるよう要望してまいりました。

令和7年度予算で、給食の質を確保するために食材費の値上がり分の補助の予算が示されたことに、子供たちの健やかな心身の成長を守ろうとさせていただきます。担当部署の方々をはじめ皆様の取組に大

変感謝申し上げます。

そこで質問です。改めて給食費無償化に関する課題に対し、本市はどのように認識されていますでしょうか。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 学校給食は、学校給食法に基づき、適切な栄養摂取による児童、生徒の心身の健全な発達や給食を通じた食に関する理解、判断力の育成を目的として実施しております。

この目的を実現するために、全ての児童生徒に対して給食を実施する必要があるが、給食費の支払いが困難な場合でも給食を受けられるよう、生活保護その他の制度によってその負担の軽減も可能となっております。

給食費を無償化した場合、これまで有償であった世帯は、無償による利益を受けますが、アレルギーで弁当を持参させている家庭、生活保護や就学援助の受給世帯など給食費の支払いのない世帯は、無償化の利益を受けることができません。

さらに、保護者負担が原則であるところの給食費の確保には、多額の財源を必要とすることから、他の施策に影響が生じ得ることも課題であると考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

(9番中西議員登壇)

○9番 中西勇太議員 給食無償化については、報道ベースで来年4月からの実施に向けて合意というようなことも確認していますが、これからまたいろいろと情報下りてくるとお思いますので、流動的に考える必要があると思います。

昨年12月に文部科学省より給食無償化に関する課題の整理についてとして文章にまとめられています。給食未実施校や給食を喫食しない児童、生徒は恩恵を受けられず、児童、生徒間の公平性に課題があること。学校給食費には都道府県間で最大1.4倍の格差があること。経済的困窮世帯は既に生活保護や就学援助により基本的に無償化されており、追加的な恩恵がないことなど、格差是正策としての妥当性に課題があること。地方自治体の財政力によりばらつ

きがあること。国が一律に実施するのか地方の裁量に委ねるかの議論が必要であることなど、国と地方の役割分担についての議論が必要であること。限られた財源の中での給食無償化が少子化対策として有効かどうかの検討が必要なこと。我が国の公立学校の給食費の総額は約4,832億円と推計され、安定した財源確保が不可欠であることなどです。

特に、今後の世界情勢、経済の動向にも左右されますが、今後も物価高騰、財政負担はさらに増加する可能性が考えられる今般の状況の中で、一定額に定められ限られた財源で給食費の無償化を実施するということになる、それはすなわち物価高騰により、給食の質や量が低下するリスクを引き起こすこととなります。まさにこれを回避するための今回の食材費の値上がり分の補助の予算の新設と認識しておりますが、令和7年度において小学校給食、中学校給食のそれぞれの食材費値上分補助の通年実施に必要な予算額は幾らでしょうか。

また、今回は財源として重点支援地方交付金の活用を見込んでおられますが、令和8年度以降についての実施については検討されていますでしょうか。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 令和7年度において、食材費値上がり分の公費による補助を通年で実施するために必要となる予算額は、小学校給食で約6,600万円、中学校給食で約1,030万円でございます。

令和8年度以降の給食費の保護者負担軽減の実施については、今の段階では未定ですが、給食費は学校給食法に基づき、現時点では原則保護者負担と考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

(9番中西議員登壇)

○9番 中西勇太議員 この場でも、昨日もですが、給食の質というワードが議会でもよくお話しされるようになりました。全額補助に比べますと、今の予算は大きな額ではないことが分かりますし、今後の動向も踏まえながらにはなりますが、今後も引き続き検討をお願いしたいと考えています。

今回の施策について、成果目標やその評価をどの

ように行うか設定されていますでしょうか。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 今回の食材費値上げ分補助の予算につきましては、昨今の精米の品薄や値上がりを受けて、本市の主な調達先である大阪府学校給食会が米価の値上げを通告してきたことへの対応として、令和7年度予算に計上しているものでございます。

これまで実施してきた給食の質を維持するために、食材費値上げ分の補助を行おうとするものでございますので、評価になじむものではないと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

(9番中西議員登壇)

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。食材費値上げ分補助という形だけでは評価することが難しいのは御答弁のとおりだと思います。

先ほども触れた施政方針の中では、給食センターの取組で生活習慣病予防の基礎づくりにつながる給食の提供を実現すると強調されていました。パンに合うおかずは脂質が多くなりがちで、小児生活習慣病の原因になりやすいことは自明のことであり、本市としても米飯給食については、食の安心、安全の確保、食料自給率の向上や環境への配慮などの観点も勘案し、国から学校における米飯給食の一層の推進を示されていること、国の定める栄養価基準の観点でも、米飯給食の重要性を認識しておられることやパン給食の単価が米飯給食よりも高く、給食費を圧迫していること、そのパンの原材料が外国産小麦であることもこれまで頂いた御答弁で確認しております。

施政方針に沿って米飯給食への取組をさらに進めるべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 米は、生活習慣病の原因とされる脂質や食塩相当量が少なく、アレルギー性の低い食品であることが利点であると考えております。

一方、パンには相性のよい食材も多く、献立の幅や食べ方の工夫が広がるのが利点であると考えて

います。

このように、米、パンにはそれぞれの利点があることから、その利点を生かした給食を、脂質や食塩量を調整し、アレルギーの重複が少ないよう献立作成に努め、給食を引き続き提供してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

(9番中西議員登壇)

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。生活習慣病予防の基礎づくりはもとより、食によって直接的に影響を受ける腸内環境、腸での免疫反応は自律神経系、内分泌系、免疫系を介して脳に直接、そして相互に影響を与え合っていること、腸脳相関と言いますが、それは科学的に証明され、近年注目が集まっています。

食の質というものを考えるとき、昔よりも今の子供はぜいたくな食事、給食を食べているとか、質素かぜいたくかというような発想の方がおられないかと考えています。

現代社会では、我々大人にとっても加工食品や白米、パン、白砂糖など精製された食品の摂取により、糖質や脂質の摂取が過剰となりエネルギー摂取は過剰ですが、鉄、亜鉛、マグネシウム、カルシウムなど重要なミネラルの摂取が不良となる新型栄養失調と呼ばれる病態の理解が極めて重要です。これが生活習慣病につながる病態であることや鬱病などメンタルヘルスにも関連性があることは、もう既によく知られています。

少子化の中にもかわらず増え続ける不登校児童、生徒数や発達障がいと診断される子供たちの増加といった子供たちに関わる諸課題の根本的などころに関わる原因を考える上でも極めて重要です。

何が一番大きな原因かを主張しているのではなく、少なくとも子供たちの食の改善を通じて全ての子供たちの今の行動、成長にもよい影響を与えることに取り組むことで現代社会の子供たちに係る諸課題を好転していく一助となると考えられます。それこそ健都、吹田市が誇る強みを生かした取組ではないでしょうか。

全ての食材を有機給食にするといった取組には現

状は予算と食材の量の調達という面で大きな障壁があると把握しておりますが、そもそも私たちが食べているお米にさらに注目していただくことが大事かと思えます。お米にこだわるとは、我々日本人にとって安全であり、毎日大量に摂取するため効果が期待でき、特別な費用の発生を抑えることも可能です。お米は精米し、白米となる際に重要な栄養素がそぎ落されています。しかし、玄米そのままですと、表面に蟬層が残っており、特に子供たちにとって食べにくいという問題があります。

そこで表面の硬く食べにくい層を取り除きつつも、白米の周りの残すべき亜糊粉層を残す精米技術により、ビタミンB1、マグネシウム、カリウム、食物繊維などを白米の数倍も残し、しかもおいしいお米、それを金芽米と名づけておられますが、医食同源米とも表現されているこういったお米を提供する取組を行っておられる企業や自治体、団体があられます。

こういった精米技術を持つ企業と包括連携を行って健康増進、食育推進を行っている自治体の先進事例や自治体間の連携を行っている先進事例も参考にし、令和7年度から予算案として提示いただいた食材費値上分補助の予算を、今後さらに安心、安全で健康によいお米の確保の予算へと進めていくことはいかがでしょうか。

吹田が誇る健都を生かして産官学連携の取組にも発展するのではないかと考えます。市長にぜひ御答弁いただけたら幸いです。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

本市でも、今年度、JA北大阪と大阪公立大学の共同研究により栽培された食物繊維を豊富に含むうまいと呼ばれる米を使用するなど、より良質な給食提供を実施してまいりました。

ただ、繰り返しになりますが、令和7年度に計上させていただいている食材費値上分補助の予算につきましては、昨今の精米の品薄や値上がりを受けて主な調達先である大阪府学校給食会が米価の値上げを通告してきたことへの対応であり、まずは児童の毎日の米飯給食を安定的に提供するために支出して

いきたいと考えております。

給食で使用するお米については、引き続き広く他市町村と情報交換してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 お米の品薄状態及び価格高騰は、突然社会経済を揺るがしました。その量だけではなく、質についても栄養上の課題であることを意識する必要があるとの御提言をいただきました。

もちろん本市の管理栄養士はその点も十分考慮しておりますが、改めてその大切さを確認をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。既に行っている吹田市の取組も含めて、ぜひ研究、検討を引き続き行っていただきたいと思えます。

昨日もこの議会の場でも、先ほども申しました給食の質という言葉が本当に皆様も使っていただけるようになってまいりました。

子供にとっての一食は大人にとっての一食とは異なります。担当部署の方々を中心に大切にしていって取り組んでいただいていること、今後も応援してまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

次に、妊娠・出産包括支援事業についてお聞きいたします。

令和5年11月定例会で、現行の出産・子育て応援給付金が合計10万円の給付金のうち、8万円はアマゾン育児支援券として行われる形であったことについて、特に妊娠中・産後の自身の体のケア、子育てで大変なお母さんにとっての利便性も考える必要はあるものの、国・府・市の予算で行う事業を、海外企業のプラットフォームを利用して行うことの問題点について指摘しておりましたが、今回現金での給付へ変更の判断をされた理由を教えてください。

○泉井智弘議長 子育て支援センター担当理事。

○岸上弘美理事（子育て支援センター担当） 出産・

子育て応援給付金については、クーポンが必ずしも額面どおりの価値を持たないことによる疑義や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、法改正により妊婦のための支援給付として、令和7年度(2025年度)から新たに制度化されました。

各自治体においては、現金その他確実な支払い方法により実施することとされたため、本市でも支給内容を検討した結果、現金による支給としたものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

(9番中西議員登壇)

○9番 中西勇太議員 この事業の議論が以前にあった令和5年11月定例会でも提言しましたが、給付を行う際には、一過性のクーポンなどでなく、地域通貨のような取組でその利用が地域経済の発展、地域貢献に持続的につながる取組を行っている自治体もあります。縦割りでの各部局の対応ばかりでなく、部局をまたいで横断的に、また商工会や商店街組合などを巻き込んで官民連携し、職住一体となった、地域内で好循環の経済をつくるデジタル地域通貨のような施策の創出を引き続き期待しています。

今回の事業については、こども家庭庁からの交付金事業ですし、この事業自体は市として工夫が難しいところではあるかと思いますが、国難に直面している我が国において、子宝に恵まれ、妊娠された方々への支援はもっと大きなものであってしかるべきでないのかと強く感じますし、支援はそれほど大きくないのに今回の支給管理システムの改修にも委託料として230万円かかるという予算案です。

最初から減税や、これまでもある児童手当などの拡充など無駄のない代用法が適切だとも考えますが、無駄があるのに給付額はそれほど大きくなく施策による効果に疑問を禁じ得ません。

本日取り上げてきた給食費無償化もこういった現金給付も、支給先が妊婦さんや保護者であれば大切な世代に届いている大事な施策ではありますが、お金の川の流れの一番最下流のところまで直接供給するいわゆるばらまき政策の一種となっています。もっとよい施策を講じることはできないか考えたいと思

います。

先ほど御説明してきた食育の大切さは、本来は妊娠前から重要です。また、他市事例の御紹介になりますが、泉大津市で行われたマタニティ応援プロジェクトで先ほど御説明した金芽米を妊婦さんに毎月10kg提供したところ、妊娠中の体調不良の軽減や生まれた赤ちゃんの体重の増加が確認されたという施策の成果が先日報告されていまして。まさに政治、行政が大切な方向性を示し、お金、物の川の流れの上流に投資を行って、国内の一次産業も循環させた上で、健康にしかも人生に影響する胎児期による影響を与えたという結果の評価も行って、学術論文としてもまとめられている産官学連携した取組であり、国難を救う取組であると評価されるべきかと考えます。

すばらしい先進事例は積極的に取り入れ、本市でも同様の取組を検討し実施していくこと、さらにより取組を提案していくことを検討してはいかがでしょうか。春藤副市長に御見解をお聞きしてもよろしいでしょうか。

○泉井智弘議長 子育て支援センター担当理事。

○岸上弘美理事(子育て支援センター担当) まずは、担当より御答弁申し上げます。

妊娠、周産期における食育の取組につきましては、市のホームページに妊娠中の食事に関する正しい知識について掲載するとともに、マタニティクッキングを開催し、妊娠中に必要な栄養素やバランスの取れた食事、手軽にできる離乳食づくりを学び、体験いただいております。

他市事例につきましては、その効果も含めた情報収集に努めつつ、引き続き市民が安心して妊娠出産できる支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 ただいま担当から御答弁させていただきましたとおり、妊娠出産期における食育の大切さについて、周知啓発に努めるとともに、他市事例も参考にしながら引き続き妊娠出産への支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。国難に当たり、私たちの大切な宝物である子供たちを救う取組を第一に、課題の解決を決して諦めず、自治体としてできる限りのことに共に取り組んでいただけるよう要望いたしまして質問を終わります。

○泉井智弘議長 以上で代表質問を終わります。

次に、質問を受けることにいたします。通告順位により順次発言を願います。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 立憲民主党の西岡友和です。発言通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、市長の施政方針についてお伺いをします。

令和7年度の施政方針について、後藤市長は吹田市の教育について、子供を取り巻く社会の在り方が大きく、急速に変わりつつある、吹田市の子供の教育は吹田市が責任を持つと、行政のリーダーとして断言されたことが強く印象に残りました。

教員の働き方改革は、とにかく長時間労働の是正に尽きます。令和5年度に文部科学省が公表した教員勤務実態調査では、1週間当たりの勤務時間、定時であれば38時間45分ですが、何と50時間以上勤務している小学校の先生が64.5%、中学校が77.1%という結果でした。部活動指導や事務作業、保護者対応など多岐にわたる業務が教員に集中していると指摘し、教師が担うべき業務、必ずしも教師が担う必要のない業務、学校以外が担うべき業務の三つに分類し、効率化を推進すべきと示しています。

昨年12月に本市が定めました教員の働き方改革グランドデザインでは、具体的な改革の数値目標を掲げています。令和8年度には、月に80時間以上の時間外をゼロにする、45時間以上を半分にすると。そして令和11年度には月30時間オーバーをゼロにするという目標を定めました。学校副管理者や教科担任制など、市が独自に補助教員を採用して、負担を軽減するという取組です。

本来であれば、国や大阪府が財源を充てて対処すべき課題に、吹田市が独自で責任を負うという決意です。外観を整えるのであれば、その財源を給食の

完全無償化やまた、さらには関西万博への訪問、修学旅行費などを市費で独自で賄えば、子育て世代の市民の皆様の歓心を買うことができるでしょう。

表面的な子育て支援ではなく、真に必要な子供への教育、教職への強い情熱と専門家としての力量、総合的人間力を発揮することのできる先生方による教育現場をつくるという不退転の決意を感じます。議員という立場ですから、他市による教育無償化施策と比べて、ともすると吹田市が見劣りするんじゃないかと多少の誤解を含むであろう御意見も頂くこともあります。改めて本市、吹田市の教育について、担当及び市長よりその決意につきまして御説明をいただきたいと思います。

○泉井智弘議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当から御答弁申し上げます。

日本の学校教育が知徳体にわたる全人的な教育をしてきたことは、国際的にも評価されています。しかし、このことは教員の献身的な努力に支えられた成果によるところであり、結果として長時間勤務が常態化し、教員は日々疲弊しています。

こうした状況を打開するため、教員の働き方改革は喫緊の課題となっております。教員の働き方改革グランドデザインでは、施策や取組を効果的に推進し、目指すべき状況や数値目標を達成するために、学校組織全体の職場風土の醸成を含めた意識変革、保護者・地域の理解及び協力の促進、業務の軽減・適正化、多様な人材・手法の効果的な活用の四つの視点で取組を整理しております。

また、取組の実効性をより高めるため、現在、その方向性の詳細を具体化した教員の働き方改革推進プランの策定作業を進めているところでございます。目標として掲げている時間外在校等時間の削減を図り、教員が心身ともに充実した状態で児童、生徒と向き合うことで、教員が多様な児童、生徒一人一人に応じたよりよい教育を提供できる状況をつくるのが大切なことと考えています。

以上でございます。

○泉井智弘議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 約150年の歴史と伝統を持つ我が国の義務教育制度は、明らかに現在、疲弊状況にあります。その根本解決を本市が独自に図ることは法的にも無理なことですが、中核市としてここ数年、一つ一つの課題解決にチャレンジし続けています。

その根本理念と取組方針を整理し、具体化したものが、教員の働き方改革グランドデザインです。これらの難題の解決には一定の期間が必要という一般論は通用しません。主体である子供にとって、その1年は大人の1年とは大きく意味が異なるからです。教育委員会と行政部局が一丸となり、立ち止まることなく教育風土の見直しに取りかかるという姿勢を、吹田の子供の教育や未来は吹田市全体で責任を持つという覚悟を持ってグランドデザインとして明文化をしたものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 御答弁ありがとうございます。大変力強い御答弁をいただいたものかなというふうに思っております。ぜひこの具体化したしました教員の働き方改革推進プランの策定のほうを進めていただき、この具体目標を数的に落とし込んだこの目標の実現に向けてぜひ取組を進めていただきたいと。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。外郭団体との関わりにつきまして質問をさせていただきます。

過去、社会福祉協議会には吹田市の職員が出向していました。どのような立場で、何名ほど出向していたのでしょうか。また、いつから出向が途絶えているのでしょうか。質問させていただきます。

○泉井智弘議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 吹田市社会福祉協議会への本市職員の派遣状況につきましては、確認できた範囲での御答弁にはなりますが、平成14年度（2002年度）から平成22年度（2010年度）までにおいて、合計6名の職員を派遣しております。

なお、平成23年度（2011年度）以降、職員派遣はございません。

以上でございます。

○泉井智弘議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 御答弁いただきましたとおり、過去、平成23年度（2011年度）までは、常に吹田市の職員が出向という形で派遣をしていたということです。

続いて質問に移らせていただきます。外郭団体の在り方に関する指針において、市職員の派遣を原則禁止としたその理由をお答えください。

○泉井智弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 平成17年1月に外郭団体の在り方についての見直し指針を制定した当時は、市職員が派遣されている状況を前提に、可能な限り引き上げることとしておりました。

平成29年8月に現行の在り方に関する指針の制定に際して、改めて市の関与を整理し、市職員は原則派遣しないことといたしました。

独立した団体である外郭団体に対する市の関与といたしましては、職員派遣によらず、必要に応じて助言、指導を行うことで、団体の自主性を尊重しつつ公正で透明性の高い運営や経営状況の健全性の確保等を図ることとしたものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 私は、こう考えています。吹田市が直接、設立、運営に関わり出資している外郭団体に対して、職員をしかるべき立場で派遣することは必要であると。市退職職員の再就職であっても同様に思っています。市職員の派遣を原則禁止としていることに対して、大いに疑問を感じています。むしろ、高い職業倫理と能力を備えた職員に出向してもらい、外郭団体と行政との連携を深め、それぞれの団体がその設立の趣旨に沿った役割をしっかりと果たす、それこそが吹田市民の利益となります。現在、外郭団体の在り方に関する指針の一部改正についてパブリックコメントも予定しております。市の見解を伺います。

○泉井智弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 外郭団体に対する市の関与の在り方といたしましては、先ほど御答弁のとおり、外郭団体の自主性尊重を基本に、これまで二つの指針で整理を進めてまいりました。そうした経過も踏まえ、市職員を原則として派遣しないという現在の方向性を転換することは考えてございません。

一方で、団体の状況や必要な職務を精査した上で、特に必要な場合には例外的に市職員を外郭団体に派遣した事例もございます。今後も同様の考え方の下、市職員の派遣の必要性につきまして適宜判断をしてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 4番 西岡議員。

(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 ありがとうございます。原則として派遣はしないという考えは変更することは考えていないということですが、例外的に職員を派遣した事例もある、今後も同様の考え方で必要な場合は派遣を行っていくという御答弁であったというふうに思います。

それでは、質問を続けます。前回の11月定例会におきまして、春藤副市長から、外郭団体は独立した法人であり、法人内の人事管理の問題については、吹田市社会福祉協議会が法令に基づき適切に対応すべき問題である。しかしながら、本市としても、事実の確認は必要であることから、再度、処分理由も含めた事実関係が分かる調査報告書を求めているとの御答弁をいただきました。調査報告は受けたのでしょうか。御答弁を求めます。

○泉井智弘議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 吹田市社会福祉協議会に対し、再度、ハラスメントの内容別に受けた件数や見聞きした件数をまとめた報告書の提出を求め、昨年12月6日付で、本市に提出されたものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 4番 西岡議員。

(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 再度の提出を受けたということです。4回ですかね、提出を求めてようやく出てきたということなんですけども、その内容について

この場で何がどうあってということの説明してほしいというふうに私は申し上げているわけではありません。当然、当事者のプライバシーや様々な問題があるから議会でそのようなことを求めることは私は、初めから求めていません。

しかしながら、その報告の内容、私も少し確認させていただきまされたけれども、私は一次情報としてその場で働く方々からアンケートがどのようなものであったのか、そしてどのように返答したのかというふうに話を伺っております。その内容とは、大きくそごがあるものであるということは、私はこの場で主張をしておきます。しかし、そのことについてこれ以上、この場で申し上げることはいたしません。ようやく報告を受けたということです。それを前提に質問を続けます。

繰り返しになりますけれども、私は吹田市がどうということがあったのかということ把握する必要があるというふうに重ねてこの場で申し上げているのであって、何があったのかということの説明をいただくということをお願いしているのではなく、事実関係が分かる報告書を受けたということについて、その事実について。これまで何度も報告を求めて出てこなかったということ、そしてようやく出てきたというこの事実について、今後どのように対応を考えているのか対策等を含めまして御答弁をお願いいたします。

○泉井智弘議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは担当よりお答えいたします。

本市の再度の求めに対し、吹田市社会福祉協議会から、今回、ハラスメントの内容別件数の示された報告書が出されたものの、聞き取り記録等は秘匿性が高く、職員が安心して相談できる相談窓口体制の維持に著しい支障を及ぼすこと、懲戒委員会でも非公開とされていることから、これ以上の回答は難しいとお聞きしております。

同協議会のさらなる事業推進と組織のガバナンス強化のため、引き続き対応を検討しているところでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 再度、処分理由も含めた事実関係が分かる調査報告書を求めましたが、先ほど担当部長から答弁させていただきましたとおり、懲戒委員会において非公開とされていることから、これ以上の対応を求めることは難しいと考えております。

その上で、吹田市社会福祉協議会の組織のガバナンス強化のために、本市職員の派遣等も含めて必要な対応を検討してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 ありがとうございます。重ねて御指摘をさせていただきますが、このアンケートの実施方法という部分におきましても私は大きく疑問を感じております。端的に申しますと、内部調査でありまして、全く第三者性のない調査であったと私は思っているからです。

しかしながら、今、副市長から御答弁いただきましたとおり、今後、外郭団体等に対するガバナンスをしっかりと確保するために対策を講じるというような御答弁でありましたので、ぜひ引き続き社会福祉協議会で働く方々が安心して仕事をしていけると、そういった環境をこの吹田市が、吹田市は今、そういった取組市長が進めていただいておりますけれども、この外郭団体につきましても同じような取組をしっかりと進めていただきますようによろしくお願いいたしますと思います。

市退職職員の再就職を組織的にあっせんし、なおかつ社会通念上の妥当性を超える高い給与を得ている、いわゆるわたりと言われるものを含む、わたりとは、御存じとは思いますが、2年や3年程度で仕事をして退職金をもらって、また次の団体にわたっていくことをわたりと言いますが、このわたりを含む場合、これは当然、非難されるべきですし、あってはなりません。

本市の定める外郭団体の在り方に関する指針では、60歳以上の職員については、本市再任用職員を参考に、雇用年限や給与水準を定め、退職手当を支給するとあります。

外郭団体の在り方に関する指針を平成29年に制定して以降、不適切な事例が確認されたことはあったのでしょうか。お尋ねをいたします。

○泉井智弘議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 平成17年度以降、外郭団体の元市職員の雇用において市再任用職員の給与水準を上回るような事例はございません。

退職時の給付につきましては、嘱託職員を任用している外郭団体において、元市職員も含めた嘱託職員を対象に特定退職金共済制度を利用している事例が報告されております。

本市におきましても、当該共済制度も含め、会計年度任用職員に対する退職給付に係る制度を整えており、市職員として退職手当を支給したことがある者であっても対象としております。

こうした状況を踏まえ、外郭団体におきましても、元市職員に対し、本市会計年度任用職員と同等内容での退職時の給付を可能とすることが妥当と考えており、指針の見直しを検討しているところでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 ありがとうございます。不適切な事例は1件もなかったという御答弁で、なおかつ私が補足するものなんですが、特定退職金共済制度ってのはこれ共済制度でありまして、月二、三千円程度を積み立てて、退職時にそれをもらうという、いわゆるその退職金と言われるような制度というには少額なものであるということでありました。

私がこれ、何を申し上げたいかといいますと、外郭団への出向であったりとか、また再就職といえば、この言葉自体が私はあまり適切ではないというふうに思ってるんですが、天下りという言葉があります。一般的に言われる天下りにつきまして小学館のデジタル大辞泉によると、1、天上界から地上に降りてくること、これ天孫降臨のことですよね。2番目、上役からまたは官庁から民間への強制的な命令、このことを天下りと言うそうです。本来はこれが天下りと言うそうですね。それで3番が、退職した高級官

僚などが外郭団体や関連の深い民間企業の相当の地位に就任することというのが3番目にあります。

また、言語由来辞典によりますと、天下りの用法、いわゆる先ほども言いました3番の件ですね、その天下りの用法が使われるようになったのは、明治時代以降にそのような使われ方がされてきたというふうに言われております。

つまり、この天下りという言い方ですね、これは誤解をおそれずに言わせていただくと、多分にこのレッテル貼りといいますか、いかにもこの面白おかしく高級官僚が民間等にとって仕事をろくにせず高い給料をもらっている、まさにその象徴のようなこの言われ方をしているわけです。

確かに以前、1980年代後半ぐらいには中央省庁でそういった事例が確かにありました。それを引用する形で過度にこういったレッテルを貼ってしまうと、それこそ先ほど私申し上げましたように、能力のある方がこの人生100年時代ですね、定年は既にこれから数年かけて65歳まで定年が引き上げられていく、そして希望すれば70歳まで仕事ができるような環境にするようにと努力義務を今、政府も課しているわけでありまして。

そういった状況の中で、過度にこういったレッテル貼りをすることによって、本当に今後まだ引き続き仕事がしたいと、高い能力を生かして社会に貢献したい、そしてこの吹田市に貢献したいという方が、そういった仕事が継続できなくなってしまうおそれがありますので、私はこういったレッテルを貼ってしまうことについて大変懸念をしているところであります。

この天下りという言葉が非常にマッチしてるというか、天下りという言葉自身が力を持っている、一人歩きしていくというような印象を私は持っています。つまり、その言葉そのものが意味を持ってさらにその意味をどんどん広げていくというような意味であります。

もう一つ私がこの天下りという言葉と同じような形で、これは随分上手につくった言葉だなというふうに感心した言葉がありまして。残念ながら若くしてお亡くなりになられましたけれども、経済学者の森

永卓郎さんが、ザイム真理教という言葉をつくられましたね。この言葉、めちゃくちゃ面白い言葉、うまくつくった言葉やなと思ひまして。その言葉だけでもう十分何を表すかがよく分かる。日本は、そのカルト教団に、ザイム真理教というカルト教団に日本を乗っ取られてて、みんなその虚偽のことを信じているというこの一つのこの言葉がすごく力を持っているんですね。

これは、やっぱりその本も、著書も非常にたくさん売れたというふうに聞いておりますが、それ以外にも様々な波及、この財務省解体というようなことが今一つのムーブメントになっている、今すごく話題にもなってますよね。これがいいのか悪いのか、そしてこの働き、この今のムーブメントがどういう結果を生むか私はそこまで分かりませんが、私が言いたいのは、このレッテルを貼ることがどのようなことを招くかということをおし申し上げたいのであって、このうまい言葉、うまい言い回し、このレッテルというのは、私は非常に危険であるというふうに思っています。

財務省に課題があるのであれば、その財務省のどの部分に課題があるのか、そういうことを冷静に議論しなければならぬし、天下りという問題についても、天下りの何に問題があるのかしっかり議論すべき必要があると思います。

まだ時間があるので少し続けますが、同じようにマスゴミという言葉も最近よく聞くんですけども、いわゆるオールドメディア、古いメディアを指してマスゴミというような言い方をします。ネットなんかでよく聞かれますね。そういう使い方するんですが、そういった使い方をされたときに、いわゆるそのマスコミで働いてる方がどう思うのか。そして財務省で働く方がザイム真理教と言われてどう思うのか、天下りと言われたことによって、そういう立場で公務員をリタイアメントして再就職したときに、別に何ら後ろめたいこともない、普通に再就職した、いわゆる関連企業や外郭団体に再就職した人に対して、周りの人がそうレッテル貼ることについてその人がどういうふうに思うのかということをおし申し上げたいというふうに思っています。

私は冒頭、教育に関する質問をさせていただきました。市長からの力強い御答弁いただきました。私はこう思っています。私も吹田生まれ、吹田育ちで、吹田の小学校で教育を受けて大人になってきました。小学校1年生、2年生のときに担任していただいた先生のことが強く印象に残っています。千里第二小学校だったんですけども、そのときの女の先生だったんですが、すごく信用してくれたんですね。信じてくれたんです。私の言葉をすごく信じてくれたんですね。期待をしてくれました。うれしいことに両親も私の言葉を信じて大変期待をしていただいたと、そのように育てていただいたというふうに思っています。大変感謝しております。人は、信じられたら、期待をされたら、必ずその期待に応えようとするんですね。この期待を裏切ってはならないと。そういう思いで。

○泉井智弘議長 あと1個質問が残っています。

○4番 西岡友和議員 質問が1個残っていると議長の御指摘がありましたので、もう時間がありませんので、もう一つ質問に移らせていただきます。

今定例会に、吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の制定についてを上程されています。

言動による職員の被害の防止について取組等を定めることが、職員が安心して職務を遂行できることができるために、市民が行政サービス等を利用する環境が。

○泉井智弘議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 日本共産党の村口久美子です。発言通告に従い個人質問をさせていただきます。

一つ目に、東西道路（市道片山町21号線及び朝日が丘町12号線）の拡幅整備についてお聞きをいたします。

旧市民病院跡地については、早期の売却と広く市民の皆さんの公益にかなう活用を求めて、これまでも議会でも何度も質問をさせていただいてきました。当該地域のまちづくりの観点から、東西道路の拡幅整備についても質問いたします。

もともとの計画であった都市計画道路千里丘豊津

線の市道朝日が丘片山線、以下片山坂と言います、から豊津駅付近までの区間について、その計画内容と廃止になった経過、理由について、詳しく分かりやすくお示してください。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 都市計画道路千里丘豊津線のうち、片山坂と府道豊中吹田線を結ぶ区間については、幅員12m、延長1,410mで計画されていました。

廃止の経過としましては、平成24年（2012年）の本市経営戦略会議において、大阪府が決定している都市計画道路の見直しが行われることに合わせて、長期間未着手となっている本市都市計画道路を必要性や実現性等の観点から見直しを慎重に進めていくことを決定いたしました。

その後、大阪府が策定した都市計画道路の見直し方針を基に吹田市都市計画道路見直しの基本方針を策定し、同方針に基づき評価を行った都市計画道路見直しの評価結果が、平成25年の政策会議において承認されました。

その後、本市都市計画審議会の議を経て、平成25年8月12日に都市計画変更を行い、廃止したものです。

本市都市計画審議会において説明した廃止の理由は3点あり、1点目は、府道豊中吹田線との接合部において、阪急電車の踏切との距離が近く、交通処理に問題があり、交通処理機能の必要性は高いこと。2点目は、一部区間で整備を要すものの、本路線の南側に位置する市道片山町21号線及び出口町1号線が、一部機能の代替道路となり得ること。3点目は、本路線の区間内の約560mにわたって山の谷水路の暗渠化が必要であり、また片山坂との接合部の高低差が大きく大規模構造物が必要であり、実現性は困難であることの3点が挙げられていました。

以上でございます。

○泉井智弘議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 府の都市計画道路の計画廃止により、市が千里丘豊津線の都市計画道路を実施したとしても交通処理機能は上がらないことや、交

通処理機能を上げるためにはさらに様々な課題解決が必要となるという判断の下、計画中止となったということが分かりました。府の都市計画道路は廃止になっているため、今回の東西道路整備によっても、その課題は依然残るということも分かりました。

交通ネットワークの形成と周辺道路の混雑緩和への寄与を効果として挙げていますが、どの道路が混雑緩和となると想定しているのか御説明ください。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 東西道路の拡幅整備を行うことにより、JR吹田駅北側に位置する片山町2丁目及び朝日が丘町周辺と片山坂を東西に結ぶ地域の新たな道路ネットワークが形成されることとなります。

これによって、地域の円滑な交通動線が確保されることになり、当該エリアにある片山町31号線、府道大阪高槻京都線、片山坂の交通量が分散され、交差点における混雑の緩和が期待されると考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 車で移動する際、利便性が上がる部分があることは理解できました。一方で渋滞が起きる幹線道路に囲まれた住宅街の中に抜け道となる道路を整備することで、住宅街での交通量の増大や騒音、交通安全対策の懸念が新たに生じることも予想されます。

以下、安全対策について数点お聞きをします。資料を御覧ください。

片山町21号線から急な坂を下りてくる車と片山坂から朝日が丘町12号線に曲がってくる車との出会い頭の危険性があります。また、現在一方通行である片山町21号線、朝日が丘町12号線が相互交通になった場合、片山坂に接合している片山町21号線へは右折できるようにするのでしょうか。

現在は、片山坂から下ってくる車が主で、実質的には一方通行のようになっている道ですが、相互交通が通常となれば、擦れ違いができる幅がないため、新たな交通問題が起きると思われませんが、この点に

ついてはどうお考えでしょうか。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 こども発達支援センター、朝日が丘児童センター、朝日が丘南遊園付近にある交差点につきましては、注意喚起の路面標示等に加え、一時停止による十分な安全対策が講じられるよう交通管理者と協議を行っているところです。

片山町21号線のうち、片山坂から朝日が丘南遊園までの区間は、相互交通が可能となっており、抜け道としての利用が多く見られますが、整備後の東西道路が当該エリアの主たる道路となることから、当該区間の交通量は減少するものと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 片山坂から朝日が丘南遊園までの片山町21号線の交通量が減少するかどうかは、整備される東西道路が片山坂に抜けやすい道となるかどうか、つまり合流地点に信号機が設置されるか等によって大きく変わると思います。

整備される東西道路と片山坂の合流地点は、勾配があり見通しが悪く、合流地点の真正面にはバス停留所があります。片山坂は非常に交通量が多く、合流が難しい道路ですが、合流地点の150m以内に南北それぞれ信号機があり、新たな信号機設置が原則できない場所となっています。

この合流地点で、片山坂に侵入しようとする車待ちの新たな混雑や交通安全問題が生じると思われます。どのようにお考えでしょうか。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 東西道路と片山坂の合流地点に設置する交差点については、周辺に小学校や保育園等があり、ふだんから歩行者や自転車の交通量が多いことから、安全で円滑な交通環境を確保するため、信号機の設置に向けて交通管理者と協議を行っているところです。

当該交差点の設計に際しては、信号機設置の検討を行っており、1回の青信号で全ての車両が東西道路から片山坂へ流出可能との結果が得られていることから、東西道路での車両の滞留は発生しないと考

えています。

以上でございます。

○泉井智弘議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 信号機の設置の検討を行っているとのことですが、先ほどの質問同様、信号機設置ができるかできないかで条件が大きく変わってきます。不確定なので、不安が残ります。

現在、片山坂から児童遊園と児童館、公民館の間の道路は、東西に車止めが設置され、歩行者専用道路の現状となっています。児童遊園や児童館前は安心して子供が通行できます。また、片山坂との接合点は、車の出入りがないので、片山小学校の子供たちの登下校時も安心して歩道を通行できます。

朝日丘町12号線と片山坂の合流地点が信号機のない合流地点となると、片山坂の登校時の児童の交通安全問題が新たに生じます。これらの子供の安全を守る対策について考えをお示ください。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 東西道路及び片山坂は、片山小学校の通学路に指定されています。また、周辺には、こども発達支援センター、朝日が丘児童センター、朝日が丘南遊園等の子供が利用する公共施設があります。そのため、子供の安全対策は、重要な課題であると認識しています。

当該道路を整備するに当たっての安全対策については、片山坂との交差点に信号機を設置するほか、横断歩道や横断防止柵の設置についても交通管理者や道路管理者と協議を行っているところです。

以上でございます。

○泉井智弘議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 信号機の設置ができるのかは、この整備計画の一つのネックだと思いますが、設置できた場合も誤認などの問題もあり、検討が必要だと思います。これから検討、協議をしていく部分も多い計画であることが分かりました。

安心してボール遊びができる貴重な児童遊園も大きく削られる、交通量や車の流れの変化など、住宅街の環境にも大きく影響を及ぼす道路整備となりま

す。3.9億円の市費を投じての整備をする必要性については、引き続き委員会でお聞きしたいと思います。

次の質問に行きます。原町2丁目の狹隘道路についてお聞きをします。

前回の個人質問で、周辺の開発のスピードが加速する中、取り残されている原町2丁目の狹隘道路についてお聞きをしました。前回の質問後、10年以上前から道路拡幅を望み要望してきたと地域の方から問合せをいただきました。

お話によると、地域の水利組合も、地元の地権者の中にも、道路拡幅や整備のために土地の提供をしてもよいと考えている方がいるということでした。当該地域では、緊急車両の進入が難しいことが懸念されていましたが、心配していたとおり実際に火災が起き、救急車両が入れない事態も起きてしまったとのことでした。地域の安心、安全を求める願いは切実です。地元との協議によって、土地の提供をいただいで狹隘道路解消へと対策ができる可能性があるのではないのでしょうか。地域との協議をして、前向きに検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○泉井智弘議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 本市における狹隘道路の対策といたしまして以前にも御答弁させていただきましたとおり、建築基準法第42条第2項に規定されている建て替え時の中心後退に関し、市が管理している道路において、後退用地の寄附がされる場合などには、市の費用で直接、測量、側溝等の整備を行っております。他市に比べ手厚い制度の下、その解消を進めているところであり、御質問の地域においても同様のケースがあれば、引き続き手続を進めてまいります。

また、任意で道路拡幅を行っていく場合には、一部の地権者だけでなく、その沿道全ての地権者との合意が必要となります。用地買収等に係る多額の費用も課題となり、状況を勘案しながら計画的に進める必要があると考えております。

今後も、各地域の状況に応じた対応を検討し、安全で利用しやすい道路の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 ぜひ指摘した点を踏まえて、吹田市の手厚い狭隘道路対策の制度を活用し、当該地域の道路整備を進めていただけるよう求めて次の質問に行きます。

最後に、通学支援についてお聞きをします。

障害者総合支援法に基づく個別給付は、通学や通勤には利用が認められておらず、市町村事業である障害者地域生活支援事業のメニューの一つの移動支援事業で、条件付きで通学に利用できる市町村は増えてきています。吹田市の移動支援事業はどのような場合に通学利用を認めていますか。その条件をお示しください。

○泉井智弘議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 移動支援事業におきましては、学校への送迎は原則的には対象としておりません。

しかし、保護者自身に障がいがあるまたは病気、けがをしている場合や、兄弟姉妹に未就学児がおり、送迎が重なって家族で対応ができない場合、兄弟姉妹に障がい児がいる場合、本人が行動障がいなどを有し、家族だけでの対応が困難な場合、保護者が産前産後8週以内の場合などは利用可能とする基準を設けております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 昨年度の申請件数は何件ありましたか。また、通学利用を認めなかったケースはありますか。認めなかったケースがあるとすれば、どのようなケースか御説明ください。

○泉井智弘議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 移動支援事業における通学支援の昨年度の申請件数は9件となっており、通学利用を認めなかったケースはございません。

以上でございます。

○泉井智弘議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 障がい児の相談支援をする

事業所から、親の就労のみを理由にした利用ができず、就労理由の利用を条件に加える拡充をしてほしいとの要望をいただきました。吹田市の御所見をお聞かせください。

○泉井智弘議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 通学支援の支給決定に当たりましては、保護者の就労のみをもってその対象とはしておりませんが、児童、生徒の障がい特性や世帯の状況等を総合的に勘案し、通学を保証するために必要であれば利用を認めております。

なお、これまではガイドラインで定めた基準に沿って運用しておりましたが、本定例会で予算の御承認をいただきましたら、来年度には基準を制度化し、公表していく予定でございます。

まずは従前からの基準で始めるものでございますが、これまでと同様、関係部局と連携しながら通学支援の在り方について引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 制度化することで、より多くの利用につながることを期待します。利用基準については、検討していくとの御答弁をいただきました。毎日の登下校の付添いが保護者の方々にとっては大変な負担になっています。就労をしたいけれども登下校の付添いがあるので諦めている、そしてその負担は圧倒的に母親に行っているという実態にも心を寄せていただきたいと思います。

社会参加の一番の入り口となる登下校の問題は、本来なら、就労している、していないに関係なく、保護者が付き添うのではなく社会が支え、その入り口を塞がないようにしていただきたい。

国の制度改正が求められますが、市町村が独自で実施しているところもあります。親の就労のみを理由とした利用も可能な枚方市など、先進事例を参考に吹田市でも、ぜひ制度拡充をしていただくことを求めて質問を終わります。

○泉井智弘議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 おはようございます。大阪維新の会、江口礼四郎です。個人質問をさせていただきます。

本市の令和7年2月施政方針では、文化・芸術、スポーツなどをともに楽しめる環境を大切にすると明記されています。健康寿命の延伸や地域コミュニティの活性化を目的とした施策の推進が重要視されますが、そういった中で学校体育施設の開放事業は、市の健康増進、スポーツ振興を支える重要な制度です。地域住民が学校の体育館や運動場を利用できるこの制度は、スポーツを楽しめる環境を大切にするとして、施政方針の趣旨に合致しています。

本市の学校体育施設開放事業は、学校ごとに設置された学校体育施設開放運営委員会が運営を担っています。この運営委員会は、体育振興会を中心に自治会役員やスポーツ推進委員、学校PTA役員などで構成されています。体育振興会をはじめとする運営委員会の皆様には調整に尽力いただき感謝申し上げます。

が、一方で各団体の会員数の増加が思うように進んでいないことや、会員の高齢化、本市の人口増加などによる施設利用希望者の増加等で調整が負担に感じていることもあると伺っています。

学校体育施設の学校開放事業について現状では学校ごとに利用状況が異なり、特定の時間帯に空きがある学校があったり、一方では利用希望者が多く、調整が難しい学校もあるといった状況も認識しています。学校ごとの利用状況について、運営が負担に感じているといった運営委員会があれば、理由も併せてお示しください。

○泉井智弘議長 都市魅力部長。

○井田一雄都市魅力部長 学校体育施設開放運営委員会に対し実施いたしましたヒアリングやアンケートの中では、利用報告などの書類提出や利用調整会議の毎月の開催、利用団体の希望日時の重複調整などについて負担と感じているとの回答があったところでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 15番 江口議員。  
(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 こうした状況でこれまでどのように対応されていたのですか。また、そういった課題に対してどのように対策されますか。

○泉井智弘議長 都市魅力部長。

○井田一雄都市魅力部長 これまでの対応といたしましては、学校体育施設開放運営委員会の負担軽減のため、書類の様式変更や提出方法について改善を図ってまいりました。

今後につきましては、学校体育施設開放事業の利便性向上等を目的に学校施設予約管理システムを構築するための予算案を本定例会において提案しているところでございます。

このシステムを導入することにより、抽せん機能を使う学校体育施設開放運営委員会については利用調整会議を行う必要がなくなり、負担が軽減いたします。また、抽せん機能の使用の有無にかかわらず、抽せんや利用調整後の空き時間状況をシステム上で把握することが可能となり、より多くの利用団体が効率的に予約できることが期待できるものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 15番 江口議員。  
(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 ありがとうございます。他の自治体では、予約システムの導入を進められています。例えば、豊中市では学校体育施設の予約システムを導入し、利用者の利便性向上と運営の効率化を図っているとも聞いています。本市においても、実現されれば利用者が公平に情報を得てスムーズな予約が可能となり、運営委員会の負担軽減にもつながると考えます。

一方、これまで調整に負担を感じていることなく運営できている学校運営委員会もございます。市と運営委員会で十分に連携を取りながら、将来的な効率化と公平な施設利用の実現に向けた取組になることを望みます。内容は、委員会において審議いただきたいと思っております。

令和7年度当初予算に防犯対策事業における避難施設解錠システムの導入が含まれています。これにより、有事の際に学校へ避難しても施設管理者や市

役所職員の到着を待たなければ敷地内へ入れなかったという状況から、避難者が施設管理者を待たずとも敷地内へ避難することができるのが可能になり、迅速な安全管理につながると考えられます。

安全確保で次に求められるのは、大規模災害で考えられる自宅の損壊やライフラインの停止により、生活できる環境が整わない場合の避難所です。一定期間生活ができる避難所の存在は重要です。

避難施設開錠システムの導入については、設置対象施設が公立小・中学校54校、府立高等学校が5校、総合運動場等3か所の計62施設となっています。小・中学校、高等学校などは十分なグラウンドの広さと避難所になり得る体育館がそろっています。一時緊急避難場所等避難所が敷地内にあることは、市民の安心、安全につながると思います。

本市では、学校が指定避難所として活用されていますが、山三、山五小学校統廃合により、地域住民から指定避難所がなくなるのではないかと不安の声も上がっています。もし、この施設が指定避難所から除外された場合、近隣避難所の収容可能人数やバランス等に影響が出るのではないのでしょうか。市としてはどのようにお考えですか。

○泉井智弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 山三、山五小学校区におきましては、山五小学校以外の周辺指定避難所5か所の収容可能人数が約2,500名であり、想定避難者数966名の受入れが可能な状況でございます。

また、避難所の位置バランスについてでございますが、国土交通省、震災に強い都市づくりの手引において、避難距離は2km圏内と示されておりますが、地区内で最も遠い所からの移動距離は1.1kmであり、示される距離を下回っております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 指定避難所から除外された場合、市民の避難に影響が生じる、これまでと避難環境が変わるといったことも考えられます。そういった場合、市はどのように対応しようと考えていますか。

○泉井智弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 避難環境につきましては、ハード、ソフト面の状況により影響が生じるものと認識しており、空間など施設ごとに違いがあるものはそれぞれで状況が変わりますが、ソフト面に係る各種支援に関しましては、物資や情報が適切に共有できる体制が整ってありましたなら、影響はおおむね生じないものと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 市指定避難所から除外された場合、被災時の支援優先順位が下がることが考えられますが、考えをお聞かせください。

また、自主避難が可能であったとしても物資支援等は同様に行われるのかお答えください。

また、ほかの学校施設と同様に、非常時の電力供給、空調設備が使用された環境が求められます。これらの課題に対してどのように検討をしていますか。

○泉井智弘議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 まずは、危機管理担当より御答弁申し上げます。

政府の方針においても、避難所という場所にこだわらず、被災者へ支援を届けるという考え方の転換が示されており、輪島市でも指定避難所約20か所に対して自主避難所が約100か所開設され、指定避難所のみならず、自主避難所や在宅避難者であっても、必要となる物資などが適切に支援されたことを現地で確認しております。

施設が自主避難所として運営されることとなった場合には、本市も同様の対応を考えておりますが、必要な場所へ必要な支援を届けるためには、情報が最も重要となりますことから、それぞれの避難場所から支援拠点となる指定避難所へ情報伝達できる体制の確保が必要であると考えております。その連携体制の下、情報や物資など、必要な支援を被災された方々へお届けできることとなるものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 次に、学校教育部から御答

弁申し上げます。

施設に必要な設備は、その使用目的や使用方法により決まっています。当該施設は、長期的な視野に立って検討、整理を進めていく予定であり、その中で適切に判断してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 避難所に対する市の考えを確認しました。市民の不安を払拭するように、市民にとって万全な避難環境、体制づくりを求めます。また、積極的な情報発信を行うこともお願いいたします。

あと、昨日他会派の代表質問にもありましたが、行政の支援待ちにならない危機意識を持った地域防災づくりが必要、大事だっている話をされていたと思います。もう本当、おっしゃるとおりだなと思ってまして。自らが避難して、自分らでその場所を運営しながら、自分らにとってやりやすい避難所体制を構築していくことが必要で、それによって防災に強い地域になるのかなと思っています。

昨日、地域防災訓練の向上に資する取組を実施しているみたいな回答だったので、本当それに輪をかけて訓練の重要性であったりと思うので、そういうのも支援していただければと思います。

次です。議案第1号において吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の制定が審議されます。

近年、自治体におけるハラスメント対策の重要性が高まっており、本市においてもハラスメント実態調査では41.7%の職員がカスタマーハラスメントを受けた経験があると回答しています。こうしたハラスメントへの対策が進められる中でも、本市の職員の病気休暇取得は依然と高止まりしてしまっていて、特に精神疾患による休職者の割合が多いのが現状です。

病気休暇の全ての原因がハラスメントと考えているわけではありませんが、病気休暇取得実情も踏まえて質問いたします。

令和6年度現在までの病気休暇状況を示してください。精神疾患を理由に病気休暇を取得した職員は

何名おり、全体の何%に当たるのか近年の傾向も含めてお示しください。

○泉井智弘議長 総務部長。

○大山達也総務部長 令和6年度（2024年度）における30日以上病気休暇、病気休職の取得者につきましては、本年1月末日現在、99名となっており、うち精神疾患による取得者は56名で約57%を占めております。

また、令和元年度から令和5年度までの5年間における平均人数は63名で約60%、おおむね横ばいで推移しております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 精神疾患が理由となる病気休暇については、家庭の事情であったり人間関係が原因であることもありますが、ハラスメントによる休暇がないとは言えません。人の心つてのは見えませんし、複雑で原因が一つであるとも言えません。だからこそ原因となり得るものはできる限り丁寧に対応していかなければならないのかなと思います。

職員に対する文書、ゼロハラ組織の実現に向けての発出であったり、パワーハラスメント実態調査の後からこれまでに間に具体的にどのような改善が組織内で見られましたか、具体的な変化があればお示しください。

○泉井智弘議長 総務部長。

○大山達也総務部長 市長自らが職員に向けて、ゼロハラ組織の実現に向けてと題した強いメッセージを発信されたこと、また総務部においても全職員を対象としたパワーハラスメントに関する実態調査を行ったことによる具体的な改善や変化につきましては、この間の期間が短いことからお示しすることは困難ですが、このような取組がハラスメントに関する相談がしやすい環境づくりにつながるものと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 声の上げやすい環境づくり、

それが本当に具体的に変化として見られることができる職場であってほしいと思います。

何度も申し上げますが、職員の病気休暇の全てがそういったハラスメントが原因というふうに断定してるわけではございません。可能性があるのに徹底して対応してほしいというのが思いです。

昨日の我が会派の代表質問の答弁で、外部からに対しては条例で対応し、内部のことに関してはこれまでの制度を強化して対応しますということで部長答弁があったかなと思っております。うち、市長はガバナンスは効いているので問題ないみたいな回答だったと思うんですけど、ハラスメント実態調査においては、管理職のパワーハラスメントが多いであったりとか、相談しても改善しないといった回答がたしか上がっていたと思います。これは、ガバナンスが効いているとはどうしても言えないのかなと思っております。

病気休暇は、優秀な人材の損失で業務効率も低下しますし、ひいては吹田市民の住民サービスの質の低下にもつながると思います。第1号議案でありますカスタマーハラスメント条例の設置等、職員へのハラスメント防止施策というだけで十分だと考えますか、市長にお伺いします。

○泉井智弘議長 総務部長。

○大山達也総務部長 まず担当より御答弁申し上げます。

精神疾患による職員の病気休暇を減らす対策といたしましては、議員御指摘のように、第1号議案である吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の制定で十分というわけではございません。職員や管理職に対する研修、あるいは健康相談など、様々な取組が必要であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 カスハラ条例の設置等職員へのハラスメント防止施策だけで十分と考えるかとの御質問ですが、十分とは考えておりません。

恐らく人類が家庭や社会を形成して以来、行われ

てきたであろう闘争行為であるハラスメントやいじめを根絶する根本的な対策は存在しないでしょうが、我々の持つ理性による抑制、提言、要望そして救済ということは可能です。人である我々が持つ動物性の強弱には残念ながら個人差があります。それをコントロールする理性の強さも同様です。そのことを認識した上で、職員及び市民の人権意識の向上に継続的に取り組むとともに、条例制定による本市の姿勢の明確化の効果が発揮されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 難しい、何かちょっと自分でかみ砕けてないんですけど。人権意識の向上を最後言われてたんですけど、確かにおっしゃるとおりで、条例の制定であったり、この施策だけで全てが解決するわけではございません。

しかしながら、設置するからには物事の解決まで求めてしまうのが、していただける側の思いだと思います。そういうのも考えて今回、議案に上がっておりますので、しっかりと審議していきたいと思えます。声が上げやすい環境であったりとか働きやすい環境というのは求めていきたいと、職員がですね、という環境を求めていきたいと思っております。

先日、ニュースになりましたのがミャンマーでの特殊詐欺拠点の問題です。10代の日本人二人を保護したといったような報道もございましたが、日本人が特殊詐欺の加害者、被害者両方に巻き込まれる危険性が指摘されています。社会問題となっている特殊詐欺ですが、あらゆる対策を講じ、防犯意識の向上や市民への情報提供、警察や金融機関との連携強化が求められます。

質問します。現在の本市の特殊詐欺被害の現状をお示しください。

○泉井智弘議長 市民部長。

○中村大介市民部長 本市の特殊詐欺被害の現状でございますが、令和6年(2024年)の速報値で、被害認知件数は132件、被害額は約2億円となっており、依然高止まりしている状況でございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 なかなか数字も下がらないというか、もう被害額は増えている状況で、これまでもあらゆる対策を講じています。令和7年度の当初予算についても防犯機能付電話機の購入補助事業も含まれておりました。本当にあらゆる対策を講じていかなければならないと思います。

前回11月議会の答弁で、行政目線からの特殊詐欺対策として還付金の手続について触れました。還付金の手続を可能な限りなくしていくという検討をしているという回答でございましたが、その後の進捗状況をお聞かせください。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 還付金の保険料引落口座への自動振込につきましては、令和7年度（2025年度）から段階的に導入していく予定であり、昨年、導入状況等について他市照会を実施し、現在、法令等規定類の確認や業務フローの検討等の課題を整理し、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 申請を行うことなく保険料等の自動還付の仕組みを導入することに伴い、市民への周知活動はどのように進める予定ですか。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 被保険者への周知につきましては、市報やホームページに加え、本年の保険料の当初決定通知に御案内の同封を予定しております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 担当課は健康医療部であるため、特殊詐欺の防止に最優先して業務をしている部署ではございません。しかし、特殊詐欺対策を強化するためには、警察をはじめ金融機関、そしてまた市民部などの他部局、団体との連携が不可欠です。本市では、2月5日に安心、安全の都市づくりス

ポットを発足し、さらなる連携を図っています。この取組を生かし、特殊詐欺対策の一環として他団体と連携し、より効果的な周知方法を検討してはいかがですか。

○泉井智弘議長 市民部長。

○中村大介市民部長 令和7年（2025年）2月5日に発足した安心、安全の都市づくりスポットにつきましては、市報すいた3月号で周知するほか、市内のコンビニエンスストア各店舗に担当交番を示したプレートを順次掲示していく予定としております。

また、特殊詐欺対策に限らず、コンビニエンスストアで取り組まれている様々なセーフティステーション活動に係る関係諸団体と連携を図り、機会を捉えて効果的な周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 15番 江口議員。

(15番江口議員登壇)

○15番 江口礼四郎議員 最後の質問ですね、ちょっとまく僕も質問できてなくて趣旨を伝えられなかった。すごい反省してます。次は、もっと丁寧にちゃんと言えようようにしたいです。

大阪府では、この2月定例会に特殊詐欺対策の条例が審議されてます。高齢者はATMの前で携帯電話を利用していると出金ができなかったり、金融機関は不正な入出金があれば警察に通報しなければならないというのが義務化されたり、あとはコンビニでプリペイドカードを買うときには目的を説明しなければならないといった内容だったと思います。

これに当たって重要なのは他機関との連携なんですけど、ちょっと聞いてるところでは、この吹田市の特殊詐欺に対する取組がモデルになってるというか、というふうに聞いております。これ、吹田市が率先してやってくれてる結果なのかなと思います。だからこそ結果が出ないのがすごく悔しいというか、そう簡単に特殊詐欺が減るわけではないんですけど、一つでも多くの特殊詐欺犯罪がなくなっていけばなと思っておりますし、主導するのは本来、市ではないのも重々理解して質問をしてるんですが、一方で連携の役目だったりとか、広く捉えれば市民のため

だと思しますので、何とぞお力添えをいただきたいと思ひます。

北大阪信用金庫が11月末に報道というか、してるんですけど、ATMにAIの検知をするというのができました。それにより、吹田市に4台かな、そのATMが設置されるということで。吹田市が先にやったからこそもしかしたらこういうのが早く取り入れられたのかとも思ひます。これが全国的に広がるような取組を自分らがやれてるというのは、あとはもう結果につながることを望みまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○泉井智弘議長 議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

○

（午後1時 再開）

○山根建人副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けます。3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 市民と歩む議員の会、五十川有香です。質問を始めます。

吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の制定について、当該条例を制定された理由と根拠、立法事実、今定例会への提案プロセスについてお答えください。

○山根建人副議長 総務部長。

○大山達也総務部長 本条例は、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関し、広く市民に周知し、その理解をさらに深めるよう努めるとともに、職員が安心して職務を遂行することができる環境を確保するための取組をさらに進めるため、制定しようとするものでございます。

立法事実としましては、昨年6月に実施したカスタマーハラスメントに関する職員アンケートの結果により把握いたしました、職員が不適切な要求、暴言、暴行などを受けている実態、一部の職員に心理的な影響を及ぼしている実態、多くの職員が対策を望んでいることなどでございます。

本条例案の作成に係る検討会議は設置しておりま

せんが、昨年5月から内部協議を重ね、本年1月27日開催の政策会議を経て、本定例会に条例案を提出させていただいたものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 昨年6月に実施された職員へのアンケートの後、書かれていた事象に対して具体的に救済が必要と判断された内容はありますか。それらについての実態確認、対応等は組織としてどのように実施をされましたか。

○山根建人副議長 総務部長。

○大山達也総務部長 職員アンケートに、職員が不適切な要求、暴言、暴行などを受け、対応に苦慮しており、対策が必要と考えられる事例の記載があったことにつきましては、確認をいたしております。

ただし、アンケートは匿名で実施したものであり、記載内容について改めて実態の確認は行っておりませんが、アンケート実施後、このような言動を受けたときは、上司や各室課のコンプライアンス推進リーダーに相談、報告を行った上で、組織的に対応すること、また対応に困った場合には法制室に相談することについて、令和6年（2024年）7月29日に全庁通知を行ったものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 吹田市自治基本条例には、第6条に市民の権利として、市政に関する情報を知ること、市政に参画することを定めています。

御提案されている条例が施行後、市民の当然の権利を求めるとや政策や行政に対する市民の自由な意見表明権等の萎縮が懸念されますが、この点についてはどのようにお考えですか。

○山根建人副議長 総務部長。

○大山達也総務部長 本条例は、職員の人格を否定し、尊厳を傷つけるような市民の言動から職員を守るために、市が組織的に、き然とした姿勢で対応することなどを定めるものです。

対象となる市民の言動は、社会通念上相当な範囲

を超えたものだけであり、市民の正当な意見表明等を抑え込むものではありません。本条例の制定によって、市民の意見表明や市政参画の委縮につながるものではないと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 市民サービスにおける個別事象については、どの部署がどういう基準で市民等の行為の実態検証を行いますか。

また、どう判断するか、どう対応するか判断などはどの部署が行いますか。全て市長の判断となるのでしょうか。

○山根建人副議長 総務部長。

○大山達也総務部長 個別事案につきましては、来年度設置を予定しております外部相談窓口からの報告を通じて、法制室が定期的に内容を集約し、相談員の助言等を参考に、当該言動への職員の対応方法について検証を行うことを想定しております。

対応に係る判断基準につきましては、外部相談窓口における相談実績も踏まえ、法制室が現行のマニュアルを改定し、各部署に示していく予定でございますが、個別事案につきましては、当該マニュアルに基づいて各部署で対応に係る判断を行うものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 当該条例については、市民等が利害関係者となり、十分に市民に理解を求める必要があるにもかかわらず、市民の御意見を聞かぬまま提案をされています。吹田市がパブリックコメントを実施することは可能ですが、実施されなかった理由をお答えください。

○山根建人副議長 総務部長。

○大山達也総務部長 本条例は、当該言動を行った市民等に対し制裁措置を定めるものではなく、市が事業主として、職員が安心して職務を遂行することができる就業環境を確保するために必要な雇用管理上の措置を講じることを定めるものでありますことか

ら、市民の意見の提出手続の適用を除外することができる人事行政について定める条例に該当するものと判断し、パブリックコメントを実施しなかったものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 御提案の当該条例第4条市の責務、市は社会通念上相当な範囲を超えた言動の端緒となった職員の対応に問題があることを把握したときは、これを是正するよう努めなければならないとのことで、市に対しては義務ではなく努力義務とされています。

職員の対応等が起因することを把握しておきながら、是正対応を努力義務とするのは、市民からの批判や指摘に対して真摯に取り組む姿勢とは言えません。修正が妥当と考えますがいかがでしょうか。

○山根建人副議長 総務部長。

○大山達也総務部長 市の行政サービス等における市民対応には、多くの職員が従事しており、職員の特性等により改善が容易ではない問題も想定されますことから、努力義務規定としているものでございます。

なお、努力義務規定ではございますが、市は改善に向けて速やかに取り組まなければならないものであるとの認識でございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 市民等からの理不尽な要求等に対して、市として市職員を守ることの必要性自体は理解しますが、自治基本条例及び当該条例にも書かれているように、市及び市職員は市民の目線に立ち、日頃から市民に寄り添った対応は必要不可欠です。当該条例制定後の市民等への対応はどのように変わりますか。

○山根建人副議長 総務部長。

○大山達也総務部長 条例施行後、職員に対し、本条例の内容を周知していくことを予定しておりますが、特に、職員の責務に定める内容、当該責務を本条例

において定めた趣旨につきましては、各職員がこれを正しく理解し、市民に寄り添った対応を行うことが基本であることを認識するよう徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、市民の立場に立った接遇力や説明力の向上を図るための研修の実施につきましても、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 次、行きます。令和6年度版の障がい者（児）福祉の手引が12月に発行されました。内容について今回は2020年に突然削除されました市内障がい者福祉団体の紹介のページが復活されていました。障害者手帳を初めて交付される方にとって、手帳と一緒に渡される福祉の手引は、障がい制度等の道しるべとしてとても大切なものであり、その手引と同じ障がいを持つ障がい者団体が掲載されたことは相談しやすいメリットや仲間へつなぐことができ、非常に大きな役割を持つことから掲載をされたこと自体は、団体当事者の方々も大変喜んでおられました。

しかしながら、今回の掲載に際し、各団体へ連絡先等の現状については何ら確認がされず、中には実際と違った情報が掲載されているとの御指摘がありました。なぜこのようなことが起きたのでしょうか。

○山根建人副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 障がい者（児）福祉の手引への福祉団体の連絡先等の掲載に当たりましては、原稿作成の時間が限られていたため、当該団体に対して冊子への掲載可否やその内容等の確認が不十分なまま市公式ウェブサイトに掲載している情報を掲載したものでございます。

今後、冊子等に掲載する情報につきましては、事前の確認を徹底するとともに、情報が更新された場合には、速やかに周知を図ってまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 吹田市の手話言語等促進条

例や情報アクセシビリティ法等においては、当事者へ正しい情報を提供するよう努めなければならないとされています。早急に各団体等へのおわびはもちろんのこと、経緯の説明、訂正等が望ましいですが、対応状況をお答えください。

○山根建人副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 今回の件につきましては、既に御指摘をいただいております。掲載団体に対して電話にて冊子掲載のお知らせ及び内容を確認し、現状において必要な対応を行いました。今後も、内容に更新があった場合には、丁寧かつ速やかに対応してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 当事者の方々とは事実を再度確認の上、丁寧な対応を求めます。

次、行きます。今年度から供用開始となりましたエレベーターとトイレ棟、駐車場については、設置後に、障がい者の方々への御指摘を受けて、予算の範囲内で手直しをしている状況やメイシアター前のいずみの園公園の点字ブロックの件も、もともとあった動線を消して後々に改修するといった事案が散見されています。

そもそも改修工事やトイレ設定等をする際には、障がい当事者の御意見を設計段階において伺い、工事開始までには十分な配慮がなされた内容とすることが社会的責任の大きい公共に求められるところでございます。

令和7年度に改修等の工事を実施される公共施設等において、バリアフリー市民会議など、障がい当事者の意見を聞く機会を設けていないものとその理由、今後設けられる予定のものについてお答えください。

○山根建人副議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 まずは学校教育部から御答弁申し上げます。

小・中学校においては、建物の屋上防水改修工事や地中に埋設された配管の改修工事など、施設の利用とは直接関係性が低い工事については、当事者の

意見を聞く機会は設けておりませんが、段差解消などのバリアフリー化工事や配慮を要する児童、生徒に対応するための改修工事については、学校を通じて当該児童、生徒またはその保護者から意見を聞いており、また来校者にはお身体が不自由な方もおられることから、その他の当事者からも御意見を聞いております。

以上でございます。

○山根建人副議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 続きまして、地域教育部から答弁申し上げます。

地区公民館の建設工事等に当たりましては、これまで同様の内容で複数回バリアフリー吹田市民会議の御意見を頂いており、担当所管では、その蓄積された御意見や見識を基にバリアフリーの対応を講じているところでございます。

そのようなことから、来年度の地区公民館の工事に当たりましては、バリアフリー吹田市民会議等に行っておりませんが、今後、各地区公民館の改修工事において、公民館関係者の御意見を伺う際に、バリアフリーの観点を含め協議をまいります。

次に、重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）につきまして、本工事は重要文化財建造物の修理工事であり、当住宅の持つ文化的価値を保存し継承することが主目的であるため、バリアフリー吹田市民会議等での御意見は頂いておりません。

今後、予定している公開活用に係る整備工事の中で、文化財の価値を損ねない範囲において、バリアフリー化の取組を計画してまいります。

最後に、青少年クリエイティブセンター運動広場管理棟外壁改修工事について、本工事は外壁等の経年劣化に伴う改修工事のため、バリアフリー吹田市民会議は不要と考え実施しなかったものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 地域教育部に確認いたします。公民館については、大規模改修も含めてその施設ごとの実施設計、工事となるため、それぞれにお

いて具体的な御意見を聞くことが望ましいと考えますがいかがでしょうか。

○山根建人副議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 令和7年度（2025年度）の工事等につきましては、バリアフリー吹田市民会議等のこれまでの御意見を活用したものでございますが、公民館につきましては、令和7年度工事についても、地域の御意見を伺う機会がございますので、障がい当事者の御意見を伺えるように努めてまいります。

担当といたしましては、施設を整備するに当たり、様々な方が利用することを踏まえ、障がい当事者の御意見を伺う必要性を十分認識しており、今後、整備予定の施設などの状況や関係法令の改正等状況に応じ、バリアフリー吹田市民会議等において御意見を聴取してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 重層的支援体制事業の拡充について、当初予算にて提案をされています。新たな機能としてのアウトリーチ、多機関協働とは具体的にどのようなことを実施するのですか。

また、受けとめ隊等として市の職員も積極的に課題に関わっていくことが予想されますが、様々な背景のある市民への対応に当たっては、市職員の傾聴スキルと十分な対応が求められますが、どのように研修、育成等を行いますか。

○山根建人副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 重層的支援体制整備事業は、複数の課題を抱えた世帯を支援するに当たり、分野を横断した切れ目のない支援に加え、伴走型の支援が求められているため、既存の各事業に新たな機能を追加し、一体的に実施するものでございます。

複雑、複合化した課題に対し、支援の方向性や支援機関の役割分担等の整理を目的に、全体の調整役として多機関協働の機能を福祉総務室で担う予定としております。

また、支援機関や地域とのつながりの中で、課題を把握、掘り起こすアウトリーチにつきましては、

吹田市社会福祉協議会に配置しておりますコミュニティソーシャルワーカーによる地域のネットワークづくりや属性を問わない個別支援の活動を通じて、包括的な支援体制の構築を目指していくものでございます。

次に、市職員への研修や育成につきましては、相談対応や債権管理を行う室課に、受けとめ隊の役割を持つ職員を配置する予定としており、庁内での連携を進めるキーパーソンとして会議や研修への出席を求めることとなります。

研修では、福祉関係の部署に限らず様々な部局の職員や外部の支援機関など、職種や分野を越えた関係者の参加を想定しております。顔の見える関係をつくることでお互いの立場を理解し、支援者側が抱え込まず、関係者間でより連携しやすい環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 お願いします。

次、吹田市における子宮頸がんワクチン接種について、期間、商品名及び各接種数、健康被害等についてそれぞれお答えください。

○山根建人副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 本市におけるHPVワクチンの接種につきましては、平成23年(2011年)2月より任意接種に対する一部公費助成を開始し、平成25年(2013年)4月より定期接種となりました。

2価ワクチンであるサーバリックス及び4価ワクチンであるガーダシルは、平成23年(2011年)2月より、9価ワクチンであるシルガード9は令和5年(2023年)4月より使用可能となっており、各ワクチンの令和6年(2024年)11月末までの接種数は、約1万3,000回、約1万3,000回、約1万5,000回となっております。

次に、本市における市民からのHPVワクチンの接種後に生じた症状の相談件数につきましては、公費助成が開始された平成23年(2011年)2月より今年度現時点までにおいて10件程度でございます。そのうち、健康被害救済制度の申請件数はゼロ件でござ

います。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 吹田市の各子宮頸がん接種事業前の医学的根拠をそれぞれお答えください。

○山根建人副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 平成25年(2013年)からの定期接種化に当たり、2価と4価のHPVワクチンの国による医学的評価につきましては、子宮頸がん全体の50から70%の原因を占めると言われているヒトパピローマウイルス16型及び18型に対して、未感染者に対して極めて効率的に感染を防ぎ、子宮頸部前がん病変への進展を妨げることにより、これらの型による子宮頸がんを防ぐことが期待されるとされました。

9価のHPVワクチンにつきましても、4価ではカバーできない他の5種類の型に対しても有効である等と評価され、令和5年(2023年)4月より使用可能となっております。

なお、接種が進んでいる一部の国では、子宮頸がんそのものを予防する効果があることも分かっています。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 御答弁によると、エビデンスは全くないとのことでした。また、国も吹田市の言われる医学的評価なるものは示しておりません。子宮頸がん自体に明確に効果があるワクチンではありませんと正確に広く周知されて、医療行政を慎重に行ってください。今後は必ず実施前の医学的エビデンス、実施後の後ろ向き研究等、効果検証等も明確に公表していただきますようにお願いします。

次、行きます。吹田市で高額療養費制度を御利用されている市民の方々の数、総額をお答えください。

また、限度額の引上げ後、影響を受けられる方の数及びその総増加負担額をお答えください。可能であれば区分別でお願いします。

○山根建人副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 令和6年度（2024年度）の4月から12月までに給付した吹田市国民健康保険における高額療養費は4万985件、21億5,474万3,081円でございます。

吹田市国民健康保険における高額療養費の自己負担限度額引上げ後の影響件数及び総増加負担額の算出はシステム上困難であり、国の資料によると令和7年度（2025年度）における自己負担限度額引上げによる全国の国民健康保険加入者の医療給付の増加負担額は約320億円と見込まれております。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 御答弁のとおり国保の方で38万人市民のうち4万人を超えているとのことでした。吹田市は把握されていませんでしたが、これにプラス社会保険等を合わせると、どれだけの人になるのでしょうか。よりよい医療行政をお願いします。

次、行きます。令和6年10月17日に吹田市役所内で暴行事件があったと伺いました。そして本年1月9日に警察により、その事件の現場検証が吹田市役所で行われたとのことでした。

しかし、吹田市によるとその事件の後も当事者双方の職場を隔離しなかったとのことでした。このようなあり得ない不作為は、この事件の当事者双方が被害者と言っても差し支えがない継続的な状態です。本日質問をいたしますのは、吹田市の対応についてです。

まず、当該事件の発生日及び警察により現場検証が行われた日に誤りがないかお答えください。

次に、その各時刻をお答えください。さらに当該事件の当事者同士を事件後一切隔離せず、同じ執務室内のそれも近距離での勤務をさせ続けたのは、吹田市長もしくは総務部長かが隔離を指示しなかったのか、それとも原課の部長、室長、参事が吹田市長あるいは総務部長、ほかの隔離の指示命令を無視したのか、どちらでしょうか。事件の当事者双方の人権に関わりますので主語を明確にしてお答えください。

○山根建人副議長 総務部長。

○大山達也総務部長 本事案については、関係機関で現在も調査中のため、詳細は差し控えますが、発生は昨年10月17日夕方頃、現場検証は本年1月9日15時頃だと所属から報告を受けております。

昨年10月に相談者から人事室へ連絡があり、所属において当事者間の距離を取るなど、必要な措置を速やかに講じるよう要請するとともに関係者への聞き取りを開始したところですが、その後間もなく当事者の一方が休暇に入ったため、結果として当事者双方が長期にわたり近距離で執務するような状況は生じなかったものと認識しております。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 主語を明確にと御質問させてもらいましたが、残念ながら無視されたものでした。その御答弁は、人事室からは当事者同士距離を取るよう要請したが、当該事件の原課がそれを一方的に無視して、原課が当事者2名の職員を隔離も距離さえも取らなかったが、事件から約20日後に当事者の一方が休暇を取り始めたので、たった約20日間のみの安全配慮義務履行の不作為であったというふうなものでした。

しかし、この不作為はとても大きな二次的問題です。当該事件そのもの自体よりも問題と言えるでしょう。もっと悲惨な二次被害が起きたことも容易に考えられます。隔離もせず、事件前のまま職務に従事させたことによって、当事者一方の長期の休暇が生じたであろうと一般的には考えられる極めて大きな問題です。何かおっしゃりたいことはございますか。

○山根建人副議長 総務部長。

○大山達也総務部長 本案件は、先ほども申し上げましたように現在調査中ではありますが、様々な臆測が飛び交って当事者に二次的な被害が及んではいけないので、現時点でお答えできる範囲で申し上げますと、まず当事者の一方が休暇に入ったことと、当事者間の座席配置との関連性はないというふうに考えております。

次に、人事室の要請に対する所属の対応につきましては、所属におきましても、当事者双方に聞き取りを行った上で、配置換えや関係改善に向けた取組を試みたということは聞いております。そうした事実も考慮に入れながら、今後の調査を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 私の質問の、すぐに隔離さえされなかったということにはちょっと御答弁をいただけませんでした。

時間の関係上、次に行きますが、過去の教訓は本当に生かしていただきたいと思っております。責任を果たすための御答弁を求めますが、今後もしっかりと対応していただきたいと思っておりますので今回はこれをあえて取り上げさせていただきました。

次、行きます。今、質問いたしました刑事事件以外にも市役所の1階のATMでの振り込み詐欺の事件等がありました。この刑事事件もまた市役所1階、それも開庁時間内に発生しています。この詐欺事件を吹田市らしく報告されないということは一旦置いておきますが、この刑事事件の発生日時をお答えください。

○山根建人副議長 総務部長。

○大山達也総務部長 当該振り込み詐欺につきましては、令和6年3月12日の正午頃に本庁舎で発生した事件として、同日に吹田警察から連絡を受けたものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 先ほどの同僚の議員の方からの質問もありましたが、これまでもる対策をしていた時期にもかかわらずでした。加えて以下、関連して事件と訴訟について質問をいたします。

いじめ事案等、相も変わらず、吹田市長等に対し訴訟が多く提起されています。平成27年度から現在までの各年度の訴訟を提起された件数をお答えください。

○山根建人副議長 総務部長。

○大山達也総務部長 平成27年度（2015年度）から現在までに提起されました訴訟の件数は、平成27年度、4件、平成28年度、3件、平成29年度、1件、平成30年度、12件、令和元年度、2件、令和2年度、3件、令和3年度、3件、令和4年度、1件、令和5年度、2件、今年度はゼロ件でございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 次、行きます。今の質問にさらに関連しまして、適正な総務行政が実施されているかのほんの一部を確認させていただき、市民の皆様へお伝えするために以下伺います。

平成27年度から令和6年度まで、吹田市の顧問弁護士事務所の数、各名称、各年間契約料、各年間総支払額、見込みを含めてお答えください。

また、それ以外への弁護士への相談数、依頼数、支払額が同期間にあればそれぞれお答えください。

さらに、令和5年度及び6年度の各弁護士事務所への各相談内容及びその費用、各依頼内容及びその費用等を全てお答えください。

○山根建人副議長 総務部長。

○大山達也総務部長 平成27年度以後、本市の顧問弁護士の数は4で変更はなく、顧問契約先は、さくら法律事務所、新世綜合法律事務所、鎌倉利光弁護士、小見山道有弁護士でございます。

平成27年度から平成30年度までの各年度の契約金額は、各顧問弁護士とも77万7,600円、支払総額は311万400円、令和元年度の契約金額は、各顧問弁護士とも78万4,800円、支払総額は313万9,200円、令和2年度から今年度までの各年度の契約金額は、各顧問弁護士とも79万2,000円、支払総額は316万8,000円でございます。

同期間における顧問弁護士以外の弁護士への相談のうち、件数を記録しているものが814件、催告書発送等の委任件数は62件、相談及び委任に係る費用の支払総額は3,847万6,195円でございます。

令和5年度及び今年度の相談内容は、時効取得の成立などの市の行財政に対する一般的なもののほか、

債権管理に関するもの、高齢者虐待対応に関するもの、障がい者虐待対応に関するもの、水道事業に関するもの、学校教育に関するもの、消費生活相談業務に関するもので、相談に係る費用は、見込額も含め、両年度の合計で1,956万5,875円でございます。

また、委任の内容は、訴訟代理人の委任及び支払督促の申立ての委任で、委任に係る費用は、見込額も含め、両年度の合計で539万7,700円でございます。以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 顧問弁護士以外の吹田市が契約している弁護士等はすぐに調べがつかないとのことでした。後刻改めて確認をさせていただきます。

次、行きます。公共施設の利用等について。

公の施設とは、地方自治法において正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならないと定められています。改めて確認をいたします。吹田市立コミュニティセンターの設置目的についてお答えください。

○山根建人副議長 市民部長。

○中村大介市民部長 コミュニティセンターの設置目的につきましては、吹田市立コミュニティセンター条例第1条におきまして、文化学習活動、ボランティア活動等市民の多様な地域活動の用に供し、これらの活動が相互に連携することによって、地域における情報の交流を促すとともに、世代を超えた市民の連帯を深め、もって潤いのある豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として、コミュニティセンターを設置するとしております。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 当条例施行規則には、入場料その他これに類するものを徴収する場合は500円未満は10割、500円以上は20割を徴収するとあり、営利または営業を目的とするものでないと市長が認める場合にあってはこの限りでないと書かれています。各センターにおいては利用者の申請時において、営利目的か否かの確認は、実際どのように実施され

ていますか。

○山根建人副議長 市民部長。

○中村大介市民部長 利用内容の確認につきましては、先ほど御答弁いたしました当該施設の設置目的から、基本的に入場料は想定されない施設であるとの認識により、これまで入場料等を徴収することが判明している場合においては、割増使用料を徴収する取扱いとし、詳細な確認を行っていない場合がございます。

今後におきましては、入場料等を徴収する場合には、営利または営業を目的とするものか否か確認を行い、割増使用料の判断を行う、条例施行規則に基づいた運用に改めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 市民の方々が施設を利用する際、営利目的でなくとも講習の謝礼や資料の印刷代等実費分を参加者に求めることは容易に想像できますが、コミュニティセンター以外の施設において、営利目的でなくともいわゆる入場料等を徴収するイベントを実施した場合は、一律に10割以上の利用料金の設定をしているところがありますか。その施設名とそのような運用をしている根拠と理由をお答えください。

○山根建人副議長 市民部長。

○中村大介市民部長 まずは市民部から御答弁いたします。

市民部所管の施設につきましては、吹田市立千里市民センター、岸部市民センター、豊一市民センター、千里丘市民センター、山田ふれあい文化センターは同様の運用を行っており、根拠につきましてはそれぞれの条例及び同条例施行規則に基づいております。

以上でございます。

○山根建人副議長 都市魅力部長。

○井田一雄都市魅力部長 次に、都市魅力部から御答弁申し上げます。

吹田市文化会館は、入場料を徴収することを想定した施設となっておりますことから、吹田市文化会

館条例及び同施行規則において営利を目的の場合に割増料金を徴収する旨の記載はございませんが、同条例において、大・中・小ホールとその附属設備を使用する場合、市外または市内で入場料等を徴収する使用者は、市内かつ入場料を徴収しない使用者の10割増し相当の使用料を設定しております。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 市民センター及びコミュニティセンターは、今後、公の施設として市民の権利侵害とならないよう適切な対応を求めます。

次、行きます。コミュニティセンターの利用について、オンラインでの予約が可能となりましたが、入金対応等は窓口にて対応実施をされているとのこと。実施に当たり利用者等から様々な御意見が届いているかと思えます。具体的な利用者からの声を聞かせてください。

○山根建人副議長 市民部長。

○中村大介市民部長 使用料の支払い方法につきましては、利用者アンケートにおいて、クレジットカードでの窓口支払いを行いたいという意見のほか、公共施設予約・照会システムで支払いが完結しないのかとの意見を頂いております。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 私どもにも、ほかにも申請導入後の課題について伺っています。これら具体的なお声について、いつまでに検討、解決等を対応されますか。

○山根建人副議長 市民部長。

○中村大介市民部長 予約システムで支払いを完結させる取組につきましては、先行導入している直営施設の状況を踏まえて、運用面等における課題解決に向けて、現在、関係部局間で検討を進めているところでございます。課題の整理ができましたら、分かりやすい形で利用者に案内してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 お願いします。

次、行きます。令和7年度から各公民館の大規模改修等事業が始まります。改修工事中は当該公民館の利用ができなくなりますが、生涯学習を実施できる代替施設等の手だてを含めた対応が必要であると考えます。

令和7年度に改修工事を予定されている千二及び東公民館の閉館中の代替施設と活動保障に向けた確保状況についてお答えください。

○山根建人副議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 改修等による地区公民館の代替施設につきましては、生涯学習活動の継続性として必要なものと認識しており、定期的に主催講座による学習機会を提供ができるように、休館期間中の事務スペースの確保に努めております。

千二地区公民館については千里山・佐井寺図書館を、吹田東地区公民館については、自治会が管理している施設等を候補に関係所管と協議を行っているところでございます。

グループ活動等につきましては、代替施設として提供することが困難な状況であり、利用者の方にはその旨説明を行い、御理解をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 今後、大規模改修機期間において公民館を使用できない間については、地域の実情を十分に伺い、その実情に応じてまなびの支援課以外の部署も協力した上で、生涯学習等の活動、避難所指定としての機能等を閉ざさないよう、十分な対応が求められます。いかがお考えですか。

○山根建人副議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 生涯学習等の活動機会の支援につきましては、公民館以外の施設の多くが有料であり、設置目的も異なることから、代替施設として提供することは困難な状況でございます。

今後、活動場所についての御相談などがあれば、随時、近隣施設の情報提供や提案など、地域の方々

に対して支援をしております。また、改修期間中は避難所として利用できないため、近隣の学校の利用についても周知しております。

公民館で保管している災害時備蓄物品の保管場所につきましては、別途検討しております。併せて、公民館を利用されている方をはじめ、地域の方に対しましては、今後の工事に係るスケジュール等の説明会を開催し、御意見を伺いながら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

また、今後の地区公民館の大規模改修に当たっては、関係部局との情報共有と連携により、対応策や手だてを検討するなど必要な取組に努めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 ぜひともほかの施設の方々とも協力して代替施設として提供できるように最大限の努力していただきたいと思っております。

次、行きます。吹田第三幼稚園及び東保育園の統合については、公共施設最適化の個別施設計画においては、東保育園、吹田第三幼稚園はともに2025年までに大規模修繕、吹田第三幼稚園においては2031年以降建て替えまたは長寿命化と示されています。また、当該施設の当該計画の本文においては、公立保育等は建て替えをする場合は幼稚園との複合化を検討するとのことでした。

しかし、突然昨年12月に両園を東保育園に一体化として統合するとの方向性を決定し、1月の当該幼稚園の保護者等への説明会では、令和8年度に大規模修繕を行い統合するとのこと、事実上の吹田第三幼稚園の廃園を示されています。計画行政としてこれら計画の方向性の変更を決定するに当たっては、まずもって地域住民等の実情を伺い、慎重に対応されるべきと考えますが、今回はどのようなプロセスを経ての提案なのでしょうか。

○山根建人副議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 吹田第三幼稚園と東保育園の統合についてでございますが、令和6年（2024年）4月に吹田第三幼稚園の園児数が11名まで減少したこ

とで、教育、保育環境として、一定規模の集団を形成することができず、集団での学び合いが難しい状況となったことから、部内での検討や関係部局との協議を進めてまいりました。

令和7年度入園の募集状況から、園児数が現状と同程度となる見込みであることを確認し、令和6年10月の公共施設最適化推進委員会において、東保育園と統合していく方向性を確認したものです。

その後、当該事業に御理解いただくため、本年1月から2月にかけて、両園の在園児等保護者に対し個別に説明会を開催したほか、両地区の連合自治会の集まりにおいて本件についての説明を行い、吹田第三幼稚園及び吹田第三小学校の保護者で構成された団体とも意見交換を行いました。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 各事業に当たっては、適正手続を経て、適正な財政支出をすべきではありますが、公共施設の当該計画の本文には、児童にとっても安全な施設運営となるよう複合化の対象施設は慎重に選定していきますとあります。

今回の選定に当たっては残念ながら慎重さに欠けているとしか言えず、保護者や地域等からもお声が上がっています。再検討が妥当と考えます。いかがでしょうか。

○山根建人副議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 吹田第三幼稚園と東保育園の統合につきましては、同種の就学前児童の教育、保育施設として選定し、令和9年度（2027年度）に幼保連携型認定こども園へ移行することを考えております。

移行の影響を受ける吹田第三幼稚園及び東保育園の令和8年度の在園児童に対しては、これまでの統合による認定こども園へ移行した園と同様に、それぞれの園行事に相互に参加するなど、両園の園児の交流活動を実施し、子供たちが安心してこども園での生活に移行できるように努めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 次、行きます。令和7年度の当初予算には、紫金山公園における社会実験についての委託料が算定されています。これまで公園にて社会実験のための委託料の額と実証実験の目的と検証結果をお答えください。また、今回の提案理由、その目的についてお答えください。

○山根建人副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 ワークショップや社会実験の企画、運営に係る委託料として、令和4年度（2022年度）に千里北公園で746万9,000円、中の島公園で614万9,000円、令和6年度に紫金山公園で693万7,700円を執行しております。

また、社会実験の企画、運営と再整備施設の実施設計として、令和5年度に中の島公園にて1,531万2,000円を執行しております。

実証目的は、公園でこれまであまり行ってこなかった取組を試し、その結果を検証し、新たな可能性や市民ニーズを探るために実施するというものです。

検証結果については、主なものとして、ドッグランについて常設のニーズが高く、周辺状況や規模など公園ごとの課題解決ができれば設置は可能と把握できたことや参加者自らプログラムを企画し、運営する市民を複数発掘できたことなどが挙げられます。

次に、今議会に委託料を提案しております紫金山公園の社会実験については、南エリアの里山管理を体験できる取組を行ってほしい、かまどベンチなどの実践型プログラムを取り入れてほしいなど、今年度の社会実験運営スタッフや地域の方からの声があったことから、もう少し実証実験を続け、再整備や管理運営の具体的な方針策定に生かしていくことを目的としているものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 残りは委員会でお願ひします。

次、行きます。教育行政等について。

2月17日の本会議初日の提案説明にて専決処分と

して報告のありました被害者の心情を顧みず、最高裁への上告受理の申立てをされているいじめ重大事態事件に関する裁判費用にこれまで要した費用、未払いの分も含みます、見込まれている費用についてお答えください。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 いじめ重大事態に係る2件の訴訟費用についてですが、1件目は本市が勝訴し終結しており、本市の訴訟代理人にお支払いした費用は、着手金として、第一審が55万円、第二審が33万円、高等裁判所判決が確定したことによる成功報酬の額が60万1,625円で、総額148万1,625円でございます。

2件目は、現在、本市が最高裁判所に上告受理の申立てを行っており、着手金として、第一審が55万円、第二審及び最高裁がそれぞれ33万円をお支払いをしています。成功報酬につきましては、最高裁判所の決定内容により金額が決まることから、現時点では未定でございますが、現在までの総額は121万円でございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 先ほどの議員さんへの市長の答弁の件で大変ショックだったんですけど、いじめというのはもう人権侵害なんですね。吹田市長は、いじめの被害を受けたお子さん、その御家族の心情を考えられたことはあるのでしょうか。このような膨大な費用をいじめの裁判につぎ込まれることがどれだけ被害者の方々の心情を踏みにじるのでしょうか。そして、どれだけ訴えられて、どれだけ本来必要のないお金を税金から使われるのでしょうか。さらに、裁判以外にもどれだけお金が使われるのでしょうか。

次、行きます。また、これら含めまして、令和4年5月定例会において指摘をしました以降も第三者委員会は常設化されていますが、この情報はほとんどないというのが実情です。市民への見える化をする必要があるのではないのでしょうか。令和4年度から現在までのいじめ重大事態の発生、対応、第三者委員会の開催状況等についてお答えください。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 本市におきまして、令和4年度以降に生起したいじめ重大事態の件数は、5件でございます。

個々の事案につきましては、文部科学省が示すいじめの防止等のための基本的な方針やいじめの重大事態の調査に関するガイドラインなどにのっとりて事案そのものを適切に判断し、対応を進めております。

なお、調査組織を第三者調査委員会とした対応は1件で、同委員会を59回開催いたしました。

また、市からの公表につきましては、同方針及び同ガイドラインに基づいて、慎重かつ適切に対応するものと認識しておりますが、第三者調査委員会による対応件数等の公表につきましては、今後検討してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 先日2月16日に実施をされました総合教育会議において、当初提案し議論を予定されていた新たな吹田市中学校部活動の在り方については取下げをされました。この取下げ理由と経過についてお答えください。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 2月16日に開催した総合教育会議におきまして、これまで検討してきた部活動の現状や課題についての今後の方向性をお示しすることを予定しておりましたが、部活動の状況の整理や考え方、費用負担の在り方、活動日数や時間などについて検討が不足していると判断したため、市長部局と調整の上、取り下げたものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 これらは、中学校生活における変化が大きく、当該の児童や教職員にとっても関心の高いものです。この今後の部活動の在り方に対する現場の先生との検討状況等といつまでにこれらの今後の方向性を示すのかお答えください。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 今後の本市における部活の在り方につきましては、本年度実施している5校5部活におけるモデル実施の効果検証や各中学校長への聞き取り、教員への意向調査等を踏まえ、検討を進めております。

今後の方向性につきましては、しっかりと状況の整理を行い、持続可能な仕組みとしての考え方を学校等と調整しながら早期に検討し、令和7年度中に広く周知するよう努めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 市民に寄り添った視点を大切に地方自治が実現できるように、本当によくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○山根建人副議長 23番 清水議員。

（23番清水議員登壇）

○23番 清水亮佑議員 大阪維新の会、清水亮佑です。質問させていただきます。

待機児童対策についてお伺いします。

吹田市において、共働き世帯の増加や都市部への人口流入が進む中、待機児童問題は依然として深刻な課題となっています。特に、1歳から2歳児の保育の供給量が不足している現状は、多くの保護者にとって切実な問題です。年度当初であれば、ゼロ歳児クラスに空きがあり比較的入園しやすい状況がある一方、1歳児、2歳児の新規入園枠は限られており、年度途中での入園が非常に困難な状況となっています。

こうした中、市として認可保育園の新設を進めていることは評価すべき点であり、例えば先日完成した吹田市立やまだこども園のような施設は、質の高い保育環境を提供する重要な取組であると考えます。私自身、やまだこども園の完成式にお邪魔し、その素晴らしい施設を目の当たりにし、大変感心いたしました。

しかし、このような大規模整備を進めるだけでは、年度途中の1歳から2歳児の受皿不足という課題は解消し切れません。特に、年度途中での入園を希望

する保護者からは、保育園の整備が進んでいるのに、なぜ年度途中では入れないのかという声が多く聞かれます。これは、現在の保育園の運営形態や定員の設定方法に課題がある可能性を示唆していますので、そこで質問します。

来年度の待機児童の見込みとしてどれぐらいを見込んでいますか。今後、市として待機児童として、どのように考えていきますか。

続きまして、保育の質の確保についてお伺いします。

近年、共働き世帯の増加に伴い、保育の需要は全国的に高まり続けています。吹田市においても待機児童対策が進められる一方で、受皿となる保育施設の確保だけではなく、その質の向上が大きな課題となっています。子供たちが安心して過ごし、豊かな成長を遂げるためには、単に施設の数を増やすだけではなく、現場で働く保育士のスキルアップや職場環境の改善が不可欠です。

保育士の確保は全国的な課題であり、吹田市においても例外ではありません。保育士不足の要因として、給与や労働環境の問題に加え、保育士同士の孤立やスキルアップの機会の不足が挙げられます。特に、保育士の仕事は身体的にも精神的にも負担が大きく、日々子供たちと向き合う中で、高度な専門性やコミュニケーション能力が求められます。

しかし、現在の研修制度では、十分に保育士のニーズに応えられているとは言い難く、より実践的なスキルを磨く機会の充実が求められています。

吹田市では、各保育施設がキャリアアップ研修を実施し、保育士のスキル向上に努めています。これは一定の効果を上げていますが、研修の項目は限られており、より幅広い分野の知識や技術を身につけられるような体制が必要ではないでしょうか。

例えば、保育士自身のメンタルケアといった分野に関する研修が求められています。特に近年、子供の発達に関する相談が増加しており、保育士にはより専門的な知識が求められる場面が増えています。これらの研修を拡充することで、保育士のスキル向上だけではなく、子供たちや保護者への質の高い支援が可能になると考えられます。

また、保育士の離職を防ぐためには、スキルアップだけではなく、働きやすい環境づくりも重要です。特に、ほかの園との保育士のつながりを強化することが、職場のストレス軽減やモチベーション向上につながる可能性があります。現在、多くの保育士が個々の施設内で働いており、他の施設の保育士との交流の機会が限られています。そのため、保育士同士が定期的に集まり、情報交換や悩み相談ができるような場を設けることが有効ではないでしょうか。

例えば、自治体主導で保育士交流会や意見交換会などを開催し、施設を越えたネットワークを構築することで、保育士同士の学び合いや相互支援を促進することが可能です。特に、職場環境に不満を抱えているものの保育の仕事自体は続けたいと考えている保育士にとって、このような仕組みは大きな支えとなります。職場の環境が合わずに離職を考えている保育士が、ほかの施設での勤務を前向きに検討できるような制度を整えることも、自治体としての重要な役割ではないでしょうか。

こうした取組を進めることで、吹田市における保育の質を向上させ、子供たちがよりよい環境で成長できるような体制を整えることができると考えます。

そこで、市として以下の点をお伺いします。

現在の吹田市教育保育職員研修はどのくらい受けていますか。

次に、インクルーシブ教育についてです。

近年、日本社会では共生社会の実現という理念が重視されるようになり、その実現に向けた取組の一つとしてインクルーシブ保育の推進が求められています。また、市長も第4次総合計画の中でも、目標に、安心して子供を産み育てられ、全ての子供が健やかに育つことができるまちと言っています。

インクルーシブ保育とは、障がいの有無や発達の特性、国籍や家庭環境などの違いにかかわらず、全ての子供が共に育ち合い、学び合う保育のことを指します。これは、単に障がい児の受入れを意味するのではなく、子供一人一人の個性や多様性を尊重しながら、誰もが安心して過ごせる環境を整えることを目的としています。

日本においては、2016年に障害者差別解消法が施

行され、障がいのある子供も地域の保育園や幼稚園に通う機会を保障することが求められるようになりました。また、2022年には同法が改正され、行政機関や事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。

こうした法的枠組みの下、インクルーシブ保育の推進は避けて通れない課題となっています。しかし、現状では全ての自治体が十分な支援体制を整えているわけではなく、課題も多く残されています。

吹田市においても、共生社会の実現に向けてインクルーシブ保育の取組が進められています。しかしながら、現場の保育士からは、障がい児を受け入れるための専門知識が不足している、保育士の負担が増えている、支援員や専門職の配置が十分ではないといった声が聞かれます。また、保護者からは障がいのある子供が適切なサポートを受けられない、インクルーシブ保育を実践している園が限られているといった課題も指摘されています。

こうした状況の中で、吹田市がどのようにインクルーシブ保育を推進していくのかが問われています。全国的な事例を見ると、既に先進的な取組を進めている自治体もあります。

例えば、大阪市では障害児保育加算制度を活用し、一定の支援が必要な子供がいる保育園に対して加算補助を行うことで、保育士の負担軽減を図っています。また、神奈川県藤沢市では専門相談員を配置し、保育士が適切な支援を提供できるような体制を整えています。さらに、千葉県柏市では、保育士向けの研修を充実させるとともに、保護者向けの相談窓口を設置することで、保育園と家庭が連携しやすい環境を整えています。

これらの先進事例から学べる点は多くあります。第一に、支援員や専門職を適切に配置し、保育士の負担を軽減することが重要です。保育士が一人で障がいのある子供への対応を全て担うのは困難であり、専門知識を持った支援員と連携することで、よりよい保育環境を提供することができます。

第二に、保育士への研修を充実させることです。インクルーシブ保育の理念や具体的な支援方法について学ぶ機会を増やすことで、職場の保育士がより

自信を持って対応できるようになります。

第三に、保護者との連携を強化することです。インクルーシブ保育を成功させるためには、保護者の理解と協力が不可欠であり、相談窓口の設置や情報提供の充実が求められます。

こうした観点を踏まえると、吹田市においてもインクルーシブ保育をより一層推進するために、支援体制の強化が必要であると考えます。市内の各保育園が障がいのある子供を受け入れるための十分な環境を整え、全ての子供たちが安心して過ごせる場を提供できるようにするためには、どのような施策が求められるのでしょうか。また、他市の先進事例をどのように活用し、吹田市の実情に即した形で制度を整備していくことについても、具体的な検討が必要と考えるので、質問します。

一つ目、市内の保育園では、インクルーシブ保育の取組についてどのように認識していますか。他市の先進事例の活用について、大阪市や藤沢市などの先進事例を参考に考える考えはありますか。また、吹田市の実情に合った形でどのように生かすことができると考えますか。インクルーシブ保育に関する研修を市としてどのように充実させる計画はありますか。保護者が安心して子供を預けられるよう、情報提供や相談窓口の設置について今後の方針を教えてください。

続きまして、万博アリーナについてです。

万博アリーナ計画は、大阪・関西万博のレガシーの一つとして、吹田市の隣接地である万博記念公園内に建設が予定されている大規模施設のアリーナです。本計画は、スポーツやコンサートなど大規模なイベントを開催できる拠点として、地域経済の活性化、文化振興に取り組むものとされています。

現在、万博アリーナに関する説明会が徐々に進められていますが、その開催頻度や広報の方法については課題が残る状況だと感じています。特に、吹田市環境影響評価審査会の傍聴者が8名に限られていることや市民が計画の進捗情報を正しく認識し、当面は公開情報の在り方として正しいのか疑問を感じています。

吹田市環境影響評価審査会は、市民の生活環境に

関わる重要なプロセスであり、その透明性や市民参加の機会が十分に確保されるべきだと考えます。また、吹田市としての本計画に対する基本的な立場や方針についても、市民にとって明確になっているとは言いがたい状況です。万博アリーナは吹田市の交通や環境にも配慮する可能性があるとはいえ、市としての関与の度合いや市民の意見を例えば、アリーナ建設に伴う交通渋滞や騒音問題、周辺環境の変化に対する具体的な対応策について、市民が安心できる形で情報が提供されるかどうか疑問が残っています。

このような状況を踏まえ、市民が万博アリーナ計画について正しく適切に意見を表明できる環境を整えることが求められます。市として、説明会の開催頻度を高めることや、オンラインでの情報発信を強化すること、環境影響評価会議の議事録や資料の公開を迅速に行うことなど、情報公開の在り方について再検討するのは当然であると考えます。

そこで、吹田市として万博アリーナ計画に対してどのような方針を持ち、市民への情報提供をどのように行っているのかを考えるとともに、情報提供の方法をより多くの市民がアクセスしやすい形へと改善するための前向きに質問します。

万博アリーナ計画に対する吹田市の基本方針についてお教えてください。

環境影響評価審査会の傍聴定員と情報公開の在り方について。

環境影響評価審査会の傍聴定員が8名と限定されていますが、今後どのような審査会の場合、定員を増やすことができますか。

最後に、統廃合後についてお伺いします。

統廃合に伴い、吹田市では新しい学校での適応をスムーズにするために、旧山田第五小学校の児童と新しい学校の児童との間で交流授業を実施しています。人間関係を築くことは非常に重要であり、このような解決策は一定の成果を上げていると考えられます。学校ごとに教育の進度や指導方針には違いがあり、統廃合によって学習の進度に差が生じる可能性があると考えます。

例えば、算数や国語のような主要教科書では、教科書の進め方や学習の深さが学校ごとに異なる場合

が多く、ある学校では既に学習を終えた単元が、別の学校ではまだ少ないというケースもあります。既に習った内容を繰り返すことになり、学習を目指す児童やまだやっていない内容が急に授業で出てきて、理解が追いつかない児童が発生するおそれがあると考えます。特に、低学年の段階では基礎学力の準備が重要であり、この時期の学習の遅れは中・長期的な学力形成に大きな影響が考えられます。

また、統廃合の影響は児童だけではなく、教員にもございます。新しい学校の教員は、異なる学校から来た児童の学習状況を正確に把握し、適切に指導する必要があります。

ただし、現状では統廃合前の各学校ごとの学習進度を詳細に比検証し、それを踏まえた指導計画を立てる仕組みが十分に終わっているとは言えません。教員側も、統合されたクラスにおいてどのレベルに合わせるべきか、どのような補習を行うべきかといった課題が残ります。

そこで、質問です。学習進度の把握と調整について。

統廃合前の各学校の学習進度の違いについて、市としてどのように認識しているのか。また、進度のずれが発生している場合、その差を解消するためにどのような対応を行っていますか。

統廃合後の学力調査と支援策について。

統廃合後の児童の学力状況について市として調査を行っていますか。

教員間の連携強化について。

統廃合前の学校の教員と統合後の学校の教員が連携し、学習進度や指導方法のすり合わせの仕組みは終わっていますか。今後、より効果的なために新たな取組を行う予定はありますか。

交流授業の活用について。

現在行われているお互いを知るための交流授業において、学習進度を合わせるための工夫はされていますか。

統廃合後のフォローアップの仕組みについて。

統廃合後の児童の学習状況を継続的にモニタリングし、必要に応じた支援を行う仕組みを構築する考えはありますか。

以上で1回目の質問を終わります。

○山根建人副議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 児童部より御答弁申し上げます。

まずは、待機児童について申し上げます。

本市の待機児童数につきましては、例年、国が実施する待機児童数調査に基づき、4月1日時点の数値を報告しております。令和7年（2025年）4月時点の数値につきましては、現在選考作業を進めている段階であり、確定までにはなお一定の時間を要する見込みでございます。

今後につきましては、策定中の第3期吹田市子ども・子育て支援事業計画の中で、人口推計等を踏まえた必要量を見込み、不足数に対する確保方策として位置づけることとしており、計画的に環境整備に取り組んでまいります。

次に、吹田市教育保育施設職員研修について申し上げます。

令和5年度の当該研修は、市内の全教育、保育施設のほか、児童館、子育てひろばなど就学前の子供が通う施設の職員を対象に21講座開催いたしました。延べ受講者数は約2,800名で1講座平均130名となっております。

次に、インクルーシブ保育について申し上げます。

市内の保育所等におけるインクルーシブ保育につきましては、障がいの有無にかかわらず児童が互いの違いを知り、友達との関わり方を学ぶことで、共に成長することを目指しております。日々の生活の中においては、保育者が一人一人の児童に丁寧に関わることを大切にして、お友達と一緒に楽しいと感じられるように保育環境や遊具、教材等を工夫して対応しております。

配慮を要する児童が増加している中で、保育者にはより専門的な知識が求められていることから、今後におきましても子供たちとの関わりの中で保育の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、本市におきましても、配慮の必要な児童に対して保育士を加配するための補助や保育士等の巡回による相談支援を行っております。配慮の必要な児童の増加に対し、今後も安定して質の高い保育を提供できるよう本市の課題の解消に資する取組につ

いて他市の事例も参考に研究してまいります。

また、吹田市教育保育施設職員研修におきましては、人権教育や障がい児保育の分野の研修として、多様な子供の理解などをテーマに研修を実施いたします。今後も、研修内容が教育、保育現場での実務に生かすことができるよう、受講者アンケートなどを踏まえ、効果的な研修を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 子育て支援センター担当理事。

○岸上弘美理事（子育て支援センター担当） 続きまして、保護者との連携について御答弁申し上げます。

障がい児が安心して地域の保育所等で過ごせるよう、日々の困り事については保育士等が相談を受けるほか、発達に関する相談は心理士等の専門職が訪問して対応しております。

親子療育教室や杉の子学園、わかたけ園では、懇談などあらゆる機会を利用して情報提供を行い、保護者の希望を確認しながら丁寧な就園相談に努めております。

また、医療的ケア児の相談窓口を設け、受けられる支援についての情報提供や相談を行うとともに、自宅や在籍園に出向き、快適に過ごせる環境づくりを支援しております。

今後とも、障がいの有無にかかわらず地域で安心して過ごせるよう、保健、保育、教育等の関係部局と連携して情報提供及び相談体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 都市魅力部長。

○井田一雄都市魅力部長 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業につきまして、まずは都市魅力部から御答弁申し上げます。

大阪府が進める大規模アリーナを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくりとしての万博記念公園駅前周辺地区活性化事業は、都市魅力の向上に資するものとして期待をしているところでございます。

本市といたしましては、本事業が当該地区の特性であるスポーツ・レクリエーション地区にふさわし

い事業となるよう、本事業の推進者である大阪府と引き続き協議を進めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 環境部から万博アリーナに関する環境影響評価審査会の傍聴定員につきまして御答弁申し上げます。

傍聴の定員につきましては、吹田市環境影響評価審査会の会議の傍聴に関する事務取扱要領により、傍聴者の定員は、5名以上8名以下の範囲内で会場の広さに応じて定めるものとして規定されております。当該規定につきましては、円滑な議事運営等が著しく阻害されない範囲で、他の審議会等の傍聴者数を参考に当該審査会において定められておりますが、他の審議会等では会場の広さに応じて傍聴者数を増やすなど柔軟に対応している事例もございます。

今後開催される当該審査会の傍聴希望者数や他の審議会等の運営状況を確認し、柔軟に対応できるよう当該審査会での検討を考えてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 次に、学校教育部にいたしております山田第三小学校と山田第五小学校の統廃合に係る御質問について御答弁申し上げます。

まず、学習進度の把握と調整についてですが、教育委員会として当該校に限らず、全校より年度当初に授業に係る年間指導計画、各学期末には各教科の履修内容の進捗状況について報告を受け、内容の確認をしており、学年末時点で全校が全て履修内容を修了する予定です。

次に、統廃合後の学力調査についてですが、市独自の学力調査は予定しておりませんが、毎年4月に実施される高学年を対象とした全国学力・学習状況調査及び大阪府小学生すくすくウォッチを有効に活用し、児童の学習状況の把握をしております。

次に、統廃合前の教員間の連携強化についてですが、現在も両校の教員が教育課程を含む様々な情報交換等を行っており、今後も当該校において児童の学習状況を確認するとともに、市教委として主体的、

対話的で深い学びの視点から、指導助言に努めてまいります。

次に、交流授業の活用についてですが、当該校におきましては、学習指導要領に基づいた教育課程を年間を通して行っておりますが、交流授業を通じて異なる学校の児童同士が共に学び合う機会を設けるとともに、教員が情報を共有することにより統廃合が円滑に進むよう教育活動の充実に努めております。

最後に、統廃合後のフォローアップの仕組みにつきましては、加配教員を効果的に活用しながら、学習の定着度や課題を明確にし、児童一人一人に寄り添ったきめ細やかな指導を推進し、児童が基礎、基本を身につけ、自ら学び続ける力を育てるよう今後も教育委員会として指導助言に努めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 23番 清水議員。

(23番清水議員登壇)

○23番 清水亮佑議員 議長のお許しをいただきまして、2回目は意見とします。

まずは、待機児童問題についてです。

今後も吹田市として人口は増加するという指標があるので、引き続き子育て環境の整備を行い、子育て世代が安心して暮らせるまち吹田市を目指してほしいと思います。

次に、保育の質の向上についてですが職場だけの環境ではなく、保育士同士のつながりを大切にして、少しでも保育士の離職率を下げたいです。その際、市が主導して保育士ネットワークや交流会など積極的に進めたいことを要望しておきます。

さらには、民間資格の導入を市として進めることで、同じように保育士としてのスキルアップをしたい、感覚が似ている保育士同士が集まることで自然と交流ができると思いますので前向きによろしくお願いいたします。

インクルーシブ教育について。

遊具や教材など工夫だけでは難しいので、障害児加算の中に教材等の購入補助金などを行い、少しでも過ごしやすい環境づくりを要望しておきます。障がい児保育の分野の研修とインクルーシブ保育は全く違うものなので、その辺りも含めて研修を進めて

いくことが必要と感じましたので、よろしくお願ひします。

万博アリーナについて。

意見交換会の際に来れない人に対してどうすれば意見が言えますよという文言を広く伝えるべきだと考えます。例えば、意見交換の案内の紙の部分に対してURLを載せるなど少しの工夫で変わると思ひますので、今後見直しをお願いします。

また、説明会などに大阪府の担当職員などにも来てもらひ、きちんと今現在どのような状況かを把握してもらひすることも必要だと思ひますので、柔軟に対応よろしくお願ひします。今後の審査会については、柔軟に対応お願ひします。

以上で質問を終わります。

○山根建人副議長 27番 白石議員。

(27番白石議員登壇)

○27番 白石 透議員 自民党吹田・無所属の会、白石です。個人質問始めます。

令和4年12月に本市で不幸な死亡事故が発生しました。障がいのある児童の安全対策の取決めが守られず、本来であれば運転手と指導員の2名で降車対応するところ、1名での対応になり、行方不明となりました。その後、8日後に川で変わり果てた姿で発見されたものです。

被害に遭ったお子さんは、この施設に6年間通っていたとのことで、車の乗り降りの際が最も重大事故につながりやすいため、再三注意してほしいことを伝え、施設側と車の乗り降り時は2名で行うという取決めをしていたとのことです。しかし、現実問題として起こってはならないことが起こってしまいました。

障がいを持った児童らが、楽しく安全に社会を学ぶ場として、放課後等デイサービスは大変重要な社会的役割を担っています。放課後等デイサービスは、児童福祉法に基づいて行政の指定を受けた事業者が行う施設だと思ひますが、指定に至る流れをお聞ひします。

今回、特定教育・保育施設等運営支援事業における発達支援保育制度の再構築及び児童発達支援事業における巡回相談人員の増員等の拡充について参考

資料の事業説明に、近年、教育・保育施設において発達に課題のある児童が増加しています。中でも行動特性で集団適応に困難さを有する児童の増加が顕著であり、施設運営者からは本制度を利用していない児童も対象とした発達の見立てや保育の手だての助言機会の増加、適切な加配保育士の配置等を求められています。また、巡回未実施の私立幼稚園、小規模保育事業者等からは、市の巡回相談を求められていますとあります。保育を必要とする就学前児童の割合も増加し続けており、保護者の就労等の要件にかかわらず保育所等を利用できる発達支援保育について速やかに見直す必要がありますと、記されています。最近の増加数、具体的な拡充内容をお聞ひします。

ゼロ歳から6歳の障がいのある子供たちを対象にした児童発達支援、6歳から18歳の就学児を対象にした児童福祉法に基づく放課後等デイサービスとは連続性があり、対象者が急激に増加しているところが気になります。副市長に市としての考え方をお聞ひします。

平成28年12月5日に北千里3地域の連合自治会長から北千里小学校跡地について要望書が提出され、ようやく最後に残っている北東の土地につきまして、商業施設や広場を整備し、商業施設の夏頃の開業に先立ち暫定的に広場を開放していくとのことですが、地元の住民の方は大変楽しみにしています。具体的なコンセプト、スケジュールをお聞ひします。

最後に、本年年明け早々に埼玉県川口市のごみ処理場の火災により、ごみ収集ができない状況になり、町中にごみが放置された状況になってしまいました。二つの処理場で行っていたごみの受入れが残る一つの施設で処理が追いつかない事態になったということで、ごみ収集が停止され、その影響が想定外の期間になる可能性が出てきたとの記事を見ました。

吹田市では、このような状況に万一なった場合、その対応方法などがあるのか確認させてもらえるでしょうか。

以上で終わります。

○山根建人副議長 福祉指導監査担当理事。

○伊藤さおり理事（福祉指導監査担当） 放課後等デイサービス事業者の指定に至る流れにつきまして、福祉指導監査担当から御答弁申し上げます。

事業者の指定におきましては、まず人員や設備等の法令上の要件を満たしているか確認するため、事前協議書の提出を事業者から受けております。次に、指定申請書類の提出を受け、書類審査、現地確認、指定時研修を経て、指定書を交付しております。

以上でございます。

○山根建人副議長 児童部長。

○北澤直子児童部長 発達支援保育制度の拡充について、児童部より御答弁申し上げます。

教育・保育施設における発達支援保育及び要配慮保育を利用する児童は、毎年40名程度増加しております。令和6年（2024年）4月時点で326名となっております。また、これら制度利用児童以外にも、集団保育の中で配慮が必要な児童も増加しております。

今般の具体的な拡充内容についてでございますが、巡回相談対象園を私立幼稚園、小規模保育事業所に拡大するとともに園が相談を希望する全ての児童を対象とし、園からの申請で介助保育士を加配できるよう新たな基準を設定するなどして加配制度を整備します。

また、公立幼稚園、認定こども園の1号枠に発達支援枠を設置し地域の受皿を整備するものでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 子育て支援センター担当理事。

○岸上弘美理事（子育て支援センター担当） 引き続き発達支援保育制度の拡充について、まずは担当より御答弁申し上げます。

現在、専門的な支援として、教育・保育施設への巡回相談や障がい児通所支援事業所への巡回によるスーパーバイズ・コンサルテーションを実施しておりますが、対象児童の増加に伴い、発達支援保育制度を再構築し、さらなる支援体制の強化を図るものでございます。

発達に課題のある児童の健やかな育ちを支えるため、引き続き巡回相談等で支援の質の向上を図るとともに、関係機関との情報共有や必要な施策の検討

を行い、支援体制の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 次に、北千里小学校跡地等の利活用について公共施設整備担当より御答弁申し上げます。

当該商業施設につきましては、事業者から「学び」「つどい」をテーマにした出会い・つながり・交流のサードプレイスとの具体的なコンセプトが示されているところでございます。

また、スケジュールにつきましては、令和7年（2025年）春頃にはカフェやレストランのほか、商業施設の全体像について明らかになる予定であり、同年夏頃の開業予定となります。先行して暫定的に開放いたしました広場と併せて、市民に楽しんでいただける場所になりますよう引き続き事業者と協力して取組を進めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 ごみ処理施設の火災時の対応について、環境部から御答弁申し上げます。

焼却施設におけるごみピット火災は、近年数多く発生しており、主に燃焼ごみの中に混入しているライターやバッテリーなど電池類が発火の原因とされております。

資源循環エネルギーセンターでは、小規模な炎でも感知できるごみピット火災検知装置及び自動消火装置2基を設置しており、これまでもピット一部から発火した事案がございましたが、これら装置により、全て火災を未然に防いでおり、今後ともピット火災に発展するリスクは低いと考えております。

仮に、今回の他市の事案のように、火災でごみ処理ができなくなった場合は、北摂各市町とのごみ処理の相互協力に関する協定書に基づく協力依頼や大阪府とも連携して対応してまいります。

ピット火災は、ごみの中に火災の原因となるものを混入させないことが非常に重要なことから、事業者や市民の方々に対しましては、引き続き注意喚起を徹底してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 発達支援保育制度の拡充についてでございますが、担当から御答弁させていただきましたとおり、発達に課題のある児童の増加に伴い、地域で安心して過ごせる環境整備が極めて重要であると認識をしております。

就学前から就学後の連続性を踏まえ、引き続きニーズ量を見極めながら、様々な児童が利用しやすいサービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山根建人副議長 14番 川田議員。

(14番川田議員登壇)

○14番 川田 尚議員 大阪維新の会、川田でございます。発言通告に従い質問いたします。

まずは、本市における下水道についてです。

先日の埼玉県八潮市での事故は記憶に新しいだけではなく、発生から数週間を経た今でも、陥没で落下してしまった方の安否不明な状態は異常とさえ言えます。一刻も早く救出されることを祈りますが、復旧にはかなりの時間を要するようで、本市にとっても他人事ではありません。市民の多くが、不安に思うことも当然であります。

今回の陥没事故は、報道等に拠りますと地下10mに埋設された下水道管が何らかの要因で破損したことが原因だと言われております。もちろん原因は未確定ではありますが、陥没規模が大きくなった要因の一つに今回の下水道管の直径が4.75m、例えると地下鉄の車両がすっぽり入るほどの規模だったからだと言われます。

そこで、まずお聞きしますが、本市では同規模の下水道管はあるのでしょうか。また、本市の下水道管は一般的にはどの程度の規模のもので、最大の下水道管はどの程度のものなのでしょうか。お聞かせください。

○山根建人副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 本市が管理する下水道管におきましては、管径が4.75m規模のものはございません。本市の下水道管管理延長は、令和5年度（2023年度）末時点で約867kmでございますが、そのうち

一般的な規模として、管径が25cmの下水道管が約346kmあり、総延長の約4割を占めております。また、最大管径は3.75mでございます。

以上でございます。

○山根建人副議長 14番 川田議員。

(14番川田議員登壇)

○14番 川田 尚議員 必ずしも規模だけではなく、今回の陥没には様々な要因が考えられますので一概には言えませんが、一般的に下水道管の耐用年数は50年と言われておりますが、本市の下水道管の総延長や耐用年数から見る老朽化率、年間における改築などの状況はどうなっておりますでしょうか。

また、その状況は近隣市と比較した場合はいかがでしょうか。過去にこの本会議や委員会等で示されておりますが、改めてお聞かせください。

○山根建人副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 標準耐用年数50年を超える下水道管の割合を示す老朽化率につきましては、約28%であり、近隣の北摂7市の平均よりも高く、池田市、豊中市に次いで高い値となっております。

これは、昭和30年代から昭和40年代に実施されました千里ニュータウン建設に伴い、下水道管が集中的に整備されたことから、全国平均と比べ高い値となっております。

老朽化対策としましては、計画的な点検、調査の結果に基づき、必要な修繕や改築工事を実施しております。本市における年間当たりの下水道管を改善した割合を示す改善率は、この5年間の平均で約0.4%であり、北摂7市の平均よりも高く、修繕や改築工事が進んでおります。

以上でございます。

○山根建人副議長 14番 川田議員。

(14番川田議員登壇)

○14番 川田 尚議員 ありがとうございます。今回の陥没事故は衝撃過ぎており、市民の不安も高まっているかと思いますが、数字上での本市の状況は決して深刻に考える必要もないとも思われます。もちろん決して油断してはなりません、いたずらに不安をあおることには注意したいと思っております。

一方で、本市では計画に併せて管路の維持や修繕

を行っている報告は受けていますが、どのような方法で行っていますでしょうか。できる限り分かりやすく御説明ください。

○山根建人副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 下水道管の維持管理につきましては、令和3年度（2021年度）から包括的民間委託を導入し、市内事業者を中心とした共同企業体が受注者となり、定期清掃等を実施しております。また、市民からの要望に対し、受付から現場対応までワンストップで行っております。

なお、下水道管に起因した道路陥没等につきましては、速やかに応急処置を行った後、市内の土木事業者にて修繕工事を行っております。

以上でございます。

○山根建人副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 報道等に拠りますと、下水道管に起因する陥没は大小を問わず、全国年間で数千件も発生しているようです。当然に各自治体では最善の方法で維持管理のための調査をしていると思われませんが、残念ながらどうしても完全に防ぎ切れるものではないとも考えます。

ただ、市民から見れば、行政には不断の努力を期待しますし、それに応える責務があると考えます。繰り返しますが、今回の事故は人命が関わっており、他人事ではありません。

そこで下水管におけるインフラの整備と維持管理についてお聞きしたいと思います。

下水道のほか、上水道、道路や橋、公園などの施設の新設や整備は幾分華やかで、例えば市長や地域の方が出席しての式典などがある場合もありますが、問題はその後の維持であります。この議会のほか、かなり前からインフラの維持管理の現状に警鐘を促す識者の声はありましたが、なかなか進んでいないのが全国一般的な課題であり、今回の件で改めて見せつけさせられました。

本市の下水道管を中心とした状態は、ほかの自治体と比較すると健全であると言われていますが、実際はどうなのでしょう。数値上では健全であっても、課題はあるのでしょうか。下水道部としてどの

ように御認識されていますでしょうか。お聞かせください。

○山根建人副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 これまでの点検、調査の結果、標準耐用年数50年を超えた下水道管であっても、その多くについて、更新を要する劣化や損傷は見られず、健全な状態であることが確認されております。今後も、下水道管の状態把握に努め、予防保全の維持管理を持続していくことが重要と考えております。

現在、下水道管の維持管理におきましては、令和3年度（2021年度）から包括的民間委託を導入し、点検、調査のスピードアップを図っております。

今後は、改築工事量の増加も見込まれており、より効率的な業務の実施や適正な執行体制の確保が課題となると認識しております。

以上でございます。

○山根建人副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 下水道の有収水量の減少は全国的な課題ではありますが、人口減少に伴う下水道使用料の低下に悩まされている自治体からすれば、本市は比較的恵まれたまちとも言えます。

ただ、その分新たなインフラ整備を必要とすることも多く、他の自治体と比較し難しい面もあることは理解できます。市長が常々おっしゃるいわゆるまちの固定費でしょうか。本市の下水道管路において、今こそインフラの維持管理にもっと目を向ける必要もあり、市民の理解もあると考えます。

市民とこれから吹田市民になろうとする方に、吹田市はインフラの維持管理にも力を入れているまちとのイメージを持ってもらうことも重要であると考えます。政令市や世界的な企業を有するまちではなく、本市のような自治体こそが、ふだん目に見えにくい下水道というインフラの維持の重要性を強く発信していくことは大切だと考えます。お考えをお聞きしたいと思います。

○山根建人副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 下水道は、市民生活を支える重要なインフラの一つであり、情報発信の重要性は認識しております。これまでも下水道事業の役割や

必要性を理解し、関心を高めてもらえるよう見せる化の取組を行っております。

毎年9月10日の下水道の日に合わせて下水道パネル展の実施やデザインマンホール蓋の設置、出前講座、工事現場・処理場施設の見学会を行い、市報やホームページ、公式SNSで情報発信を行っております。引き続き、点検、調査などの維持管理の状況も含め、下水道の重要性を発信してまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 14番 川田議員。

(14番川田議員登壇)

○14番 川田 尚議員 ありがとうございます。今回の事故を契機として、我々市民の意識の変化も重要だと思っております。インフラの維持や管理の重要性を改めて浮き彫りにし、この陥没事故は言わば警告と捉えることもできます。広報や啓発など、行政として、より市民への働きかけをしていかなければならないと考えます。引き続き努力していただきますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、民間建築物における耐震化状況についてです。

昨年1月の能登半島を中心とした震災は記憶に新しく、さらに本年は阪神淡路大震災から30年の節目となります。また、昨年には気象庁が南海トラフ地震臨時情報を初めて発表したなど、もはや震災は忘れた頃にやってくるのではなく、すぐにでもやってくる状態だと思われま。

これまで本市は、様々な観点とアプローチから建築物に対する耐震化に取り組んでおられ、先人の方々の努力もあり、一定程度進んでいるものと考えます。特に、本市における公共物の耐震化については計画どおりに進捗していると思われま。

ただ、そこで気になりますのが民間施設、建築物における耐震化の状況であります。法律、条例ともに強制力はないことから、どうしても啓発や直接の働きかけに頼らざるを得ないことも本市だけではなく難しいところだと思っております。

そこでお聞きいたします。この議会でも複数回取り上げられておりますが、本市の状況を改めてお聞かせいただきたいと思ひます。民間の施設や建築物

における耐震化の進捗状況をお示しください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 平成28年度（2016年度）に策定した住宅建築物耐震化計画（吹田市耐震改修促進計画）において、住宅の耐震化率を令和7年度に95%とすることを目標に、耐震化施策を推進しております。

本市における民間建築物の耐震化の進捗状況といたしまして、平成27年度の住宅の耐震化率は81.4%、令和2年度では90.7%となっております。

以上でございます。

○山根建人副議長 14番 川田議員。

(14番川田議員登壇)

○14番 川田 尚議員 数値からは本市の耐震化率は向上していることが分かります。担当者の御苦勞の結果とも思われますが、具体的にはどのように耐震化率を高めるよう動いていきますでしょうか。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 耐震化率向上に向けた取組といたしましては、市報や本市ホームページへの耐震補助制度の掲載のほか、大阪府と連携して補助対象と見受けられる木造住宅への木造住宅耐震補助制度案内チラシのポスティングを行うとともに、令和6年度（2024年度）には耐震診断の重要性や補助制度の周知を目的に、耐震セミナーを6回開催いたしました。

また、分譲マンションに対しては、補助対象と見受けられるマンション管理組合へ分譲マンション耐震補助制度案内チラシの送付、マンション管理基礎セミナーや近隣市及び大阪府と共催で開催した分譲マンション耐震化フォーラムにて、耐震補助制度の周知及び啓発を行っております。

以上でございます。

○山根建人副議長 14番 川田議員。

(14番川田議員登壇)

○14番 川田 尚議員 ありがとうございます。強制力のない中で、言わばお願いベースですので大変な部分が多いかと思っておりますが、常に働きかけ、続けていることには頭が下がる思ひです。恐らく辛い場面もあったであろうと察しますが、担当の方々

へのケアもお願いしたいと思います。

平成28年の熊本地震時において、木造建築物における被害状況の国交省の資料では、旧耐震基準以前に建築された建物の中で、倒壊あるいは大破は45.7%だったのが、新耐震基準以降では18.4%、いわゆる2000年基準以降になると、6%となっており、耐震化の効果は如実に表れおり、耐震化の必要性は多くの方が理解されていると思っておりますが、なかなか手につかない多くの理由の一つに費用面があると思われまます。

現在、補助制度がありますが、引き続き啓発をしていただき、制度の周知にも努めていただきたいと思います。

一方で、補助制度の中でブロック塀の耐震化は含まれているのでしょうか。平成30年の大阪北部地震の際、高槻市では小学4年生の女子児童が登校中に倒壊したブロック塀に巻き込まれ亡くなられた痛ましい事故が思い起こされます。高槻市は危険と認めるブロック塀の撤去費用を助成していく方針を示されました。本市も同様に助成していましたが、現在は行われておりません。再度助成するよう要望しますが、御所見をお聞かせください。

○山根建人副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本来、ブロック塀等につきましては、所有者の責任において適切に維持管理すべきものでありますが、平成30年（2018年）の大阪北部地震発生直後に応急的な対策の効果を高めるため、期間を平成30年度から令和元年度に限定し、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の新設の費用の一部を補助する制度を創設しました。

また、本補助制度の期間終了時には、対象を撤去費用に限定し、期間を令和4年度まで延長したところとです。

現在は、通報等により把握した傾きやひび割れ等劣化したものや建築基準法に適合しないと思われるブロック塀等については、安全性が確保されるよう所有者等へ働きかけているところです。今後は、市報や本市ホームページ等を通じて、ブロック塀等の点検をはじめとする安全確保に向けた啓発にも取り

組んでまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 本市は集合住宅が多く、一軒家に多く見られるブロック塀などの数は少ないのかもしれませんが、大丈夫なのだろうかといった塀も見かけます。もちろん全てが危険とは思いませんが、補助制度を利用してブロック塀を撤去した方によると、子供たちが通学する道沿いなので不安があったが、撤去したことで安心感がある、そういった声も聞かれます。

何か事故があつてからの対応は、ある意味で簡単です。先ほどのインフラの維持管理とつながるところもありますが、常日頃からの備えが大切です。一層、耐震化率の向上に資するよう、取り組んでいただきたいと思います。

続いて、デジタル教科書についてです。

これまでも、この議会において同僚議員から数回にわたり取り上げられておりますが、ここに来て文科省に設置されている中教審において、いわゆるデジタル教科書を正式な教科書と位置づけ、紙とデジタルで選択できるよう検討をしていることが報道等で明らかになりました。いずれ文科省などから検証結果の報告があるとは思いますが、幾分早い動きではないかと、そんなふうに思っております。

報道レベルではありますが、紙かデジタルかを各教育委員会が選ぶことになるとも言われています。本市は令和3年度から文科省の実証事業としてデジタル教科書を使用しています。改めてではありますが、どのような取組を行っているのでしょうか。お聞かせください。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 デジタル教科書の取組につきましては、令和3年度より文部科学省の学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用し、小学校の第5、第6学年及び中学校全学年を対象として導入しております。

対象教科といたしましては、英語については令和3年度から、全小・中学校に導入しており、令和3

年度及び令和4年度は英語に加え、希望した学校が他の1教科を選択し、導入しております。令和5年度及び令和6年度は英語に加え、算数、数学を、希望した学校に導入しております。

以上でございます。

○山根建人副議長 14番 川田議員。

(14番川田議員登壇)

○14番 川田 尚議員 過去、この議会でも本市が実証事業に参加する際の御答弁に、効果等の検証に加え、課題なども明らかにしていくとありましたが、本市としては何らかの検証結果などは行っているのでしょうか。また、行っていない場合は、今後予定などはあるのでしょうか。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 実証事業の検証結果につきましては、動画や音声を繰り返し視聴できることや、文字や図の拡大、あるいは音声読み上げが可能となることなど個に応じた活用につながるメリットがある一方で、他のページとの比較が難しいことや授業者のICT利活用力が一定必要となるなど、デメリットも確認しております。

現在、各校におきまして単元や学習内容に応じて紙とデジタル教科書を併用し、児童、生徒の個別最適な学びとなるよう活用しております。引き続き、国や大阪府の動向に注視しつつ、本市の児童、生徒にとってよりよい学びにつながるようデジタル教科書の研究に努めてまいります。

以上でございます。

○山根建人副議長 14番 川田議員。

(14番川田議員登壇)

○14番 川田 尚議員 ありがとうございます。あくまで国の実証事業に参加の立場かと思いますので、現時点で本市独自の検証結果を求めるのは、いささか早計ではあることは理解いたします。ただ、報道にあるように、校長をはじめとする学校関係者だけでなく、文科省もデジタル教科書を使いこなす教員の力量が問われていると認めているなど、現状では手探り状態とも言えますが、今回のようにデジタル教科書を正式な教科書として導入との声を聞き、多少なりとも不安を感じていらっしゃる保護者の方も

おられます。

さきの議会でも同僚議員が指摘されたように、この分野では先進国と称されるスウェーデンでは、考えが深まらない、集中力が持続しない、長文の読み書きができないなどとして方針転換され、デジタルから紙へ回帰しているそうです。

私は、決してデジタルを否定しているのではなく、バランスを持って取り組んでいくべきだと考えております。デジタルでは、文字の拡大が容易なほか、例えば英語では発音が聞けるなど、私の小・中学校時代と比べると羨ましい限りです。

そこでお尋ねしますが、本市として、スウェーデンをはじめとした国や地域で、紙へ回帰されている事例をどのように御認識されていますでしょうか。

○山根建人副議長 教育監。

○植田 聡教育監 デジタルから紙への回帰に係る認識につきましては、文部科学省参考資料、諸外国におけるデジタル教科書・教材の使用状況についてにおける報告では、教科書・教材のデジタル化を見直した国、デジタル教科書・教材を主流としている国、紙とデジタル教科書・教材を併用している国など各国の状況は様々であり、今後各国の取組や国の実証事業における検証結果を注視する必要があると認識しております。

以上でございます。

○山根建人副議長 14番 川田議員。

(14番川田議員登壇)

○14番 川田 尚議員 ありがとうございます。ICTにDX、生成AI、GIGAスクール構想など、遠くない将来、今を生きる我々では想像できない世界がやってきて、当たり前過ぎて、もはやデジタルとの言葉自体が使われなくなる、そんなふうに思っております。そのため、幼少期からデジタルに触れることは重要だと思います。

ただ、当然に教育におけるデジタルは手段であり目的ではありません。教育の専門集団である教育委員会には、バランス感覚をこれまで同様に持っていただけ、未来を担う子供たちへ我々大人がしっかりと道しるべを指し示す役割があります。過度な効率化を求めることで、教育そのものの大切な部分

が置き去りにならないよう、引き続き本市教育委員会には大事にしてほしいと思い、私の今定例会での質問といたします。

○**山根建人副議長** 定刻が参りましても、しばらく会議を続行いたします。

○**山根建人副議長** 議事の都合上、午後3時20分まで休憩いたします。

(午後2時51分 休憩)

○**泉井智弘議長** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けます。32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○**32番 乾 詮議員** 大阪維新の会、乾 詮です。個人質問を行います。

最初に、令和7年度の予算編成についてお伺いします。

過去最高の市税収入約738.2億円を見込み、対前年度比で約28.8億円の増収となっています。また、一般財源額は約920.4億円で約39.6億円の増収を見込んでいます。歳入の増収を見込んでいるにもかかわらず、財政調整基金の取崩しによる財源補填が昨年度より約2.5億円増の約82.3億円です。

令和6年度の当初予算における財源補填は、財政調整基金で約79.9億円、臨時財政対策債で4億円の計約83.9億円でした。これから比較すると今年度は約1.6億円補填額が減じられているように見えますが、令和7年度についてはこれまでの臨時財政対策債の借入れは行わず、全て交付税措置されることとなっています。

地方交付税予算は昨年度より約9億円増の約41.3億円で、実際には昨年以上に財源補填が必要になっています。多額の財源を必要とするトピックスな予算が見当たらない中で財源補填が昨年度を上回る要因がどこにあるのか、なかなか見当がつかないのが正直な印象です。

そこでお伺いします。多額の財源補填が必要にな

った理由を具体的にお聞かせください。

○**泉井智弘議長** 行政経営部長。

○**今峰みちの行政経営部長** 新年度当初予算における収支不足とその補填に関し、一般財源ベースで、前年度比の概数を申し上げます。

まず歳入側ですが、款1市税から款10地方交付税までのいわゆる一般財源の合計では、39.6億円の増収を、款11以降で用途に定めのない財源の合計では、財政調整基金繰入金を除くと6億円の減収をそれぞれ見込んでおります。これらを合わせた一般財源として充当可能な総額では、33.5億円の増加となります。

次に歳出側でございますが、支出額に対する一般財源の所要額の増加として、人件費で6.6億円、物件費でGIGA端末の更新等により10.8億円、社会保障経費の自然増などにより扶助費、補助費等合わせて16.9億円、繰出金で介護給付費の伸びなどにより1.6億円など、総額36億円の伸びを見込んでおります。

歳入の伸びが33.5億円と、歳出の伸びに2.5億円届いていないという収支状況のため、財政調整基金繰入れによる財源補填額が2.5億円増えたものでございます。

以上でございます。

○**泉井智弘議長** 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○**32番 乾 詮議員** 財政調整基金の取崩しによる財源補填は、基金残高の2分の1をめどにされていたはずですが、今年度の取崩し額も2分の1を上回る状況となっています。

令和6年度一般会計補正予算（第8号）では、約25.4億円の財政調整基金の減額が計上されています。当初予算の財源補填可能な財政調整基金残高の確保のために、前年度の最終補正予算で財政調整基金繰入額を減額するという、いわゆる自転車操業状態に陥っている現在の予算編成手法について、市税収入が増収に転じている状況を踏まえて改善すべきと考えますがいかがでしょうか。担当副市長の御見解をお伺いします。

○**泉井智弘議長** 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは担当より御弁申し上げます。

財政調整基金につきましては、予算上の収支均衡を図るための補填財源としての役割も踏まえ、現年度と新年度の2か年分の予算編成に耐え得る残高の確保が必要と考え、標準財政規模の20%を指標といたしております。

ここ数年は、残高が積み上がるペース以上に物価動向に伴う事業費の増大や社会保障関係経費の伸び、施設の老朽化対応などの財政需要の拡大が進んでおり、十分な残高水準に達していない中での予算編成が続いているところでございます。

持続可能で安定的な財政運営のため、既存の取組を含めた事業の見直しなどを通じて収支改善に努め、財政調整基金残高の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 安定的な財政運営のためには、担当部長から御答弁させていただきまじたとおり、十分な基金残高の確保が必要となることから、歳入においては財源確保の努力、また歳出においては、施策の優先順位の精査及び事業の見直し等について全庁に向けて改めて指示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 持続可能な財政運営のため、予算編成における収支改善を要望します。

次に普通建設事業費の予算計上について疑問に思うことがあります。

一例を申し上げますと、吹田東地区公民館の大規模改修工事予算において、実施設計予算と工事請負費予算が同時に計上されています。このような予算では、工事請負費の積算は概算によるものだと考えられます。普通建設事業の場合、基本構想、基本設計、実施設計、工事請負費と順に予算積算が進行し、予算に限って言うならば、工事請負費については詳細設計により精緻に見積もられるものだと考えます。

しかしながら、先ほど述べました例では、工事請負費の予算積算に精度を欠き、より過大な予算となる心配があります。なぜ実施設計の管理をしていない段階で工事請負費予算を計上しているのか、その理由をお答えください。

また、普通建設事業は、1事業費が数億円から数百億円単位の事業費であるため概算工事費と詳細設計から求められる工事費には、多額の差が生じる可能性があります。過大予算となる一因であると考えます。このことについていかがお考えかお答えください。

○泉井智弘議長 地域教育部長。

○道場久明地域教育部長 まずは地域教育部から答弁申し上げます。

吹田東地区公民館大規模改修工事につきましては、老朽化対策やバリアフリー対応の早期実現の御要望がある中で、実施設計業務が完了してからの予算計上となりますと、工事着工が数か月から1年遅くなることから、概算額での工事費の予算を提案しております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 次に、都市計画部から御答弁申し上げます。

工事請負費の予算計上に当たりましては、最小の経費で最大の効果を上げるという観点から、概算額ではなく実施設計後の積算額を用いることが望ましいと認識しております。

一方で、施策目的を実現するためのスケジュールに沿って円滑に工事を進める必要性が認められる際には、実施設計前の概算額により予算計上せざるを得ない場合もございます。そのような場合におきましても、過大な予算とならないよう、関係部局と連携し、必要と見込まれる工事内容や工法等に加え、過去の類似工事の実績や物価上昇率等を考慮するなど、極力金額の精査に努めているところでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 計画性を持って過剰な予算化を避けるよう要望します。

次に、令和7年度予算で小学校給食費の無償化が半年ではありますが、予算化されたことは評価いたします。小学校給食の無償化については、自民、公明、維新の3党合意で、令和8年度からの実施が見込まれています。

国により、令和8年度から小学校給食の無償化が制度化されるとすれば、本市独自の無償化は残すところ半年となります。また、大阪府内近隣市でも給食費の無償化への動きが活発になっています。無償化の財源となる国からの交付金にも期待ができると考えます。令和7年度において、通年での給食費の無償化を強く要望し、担当理事者の御見解をお伺いします。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 小学校給食費の無償化につきましては、コロナ禍の社会状況や急激な物価高騰といった特段の事情がある場合や国による全国的な財政措置がなされた場合に実施するべきであると考えております。

令和7年度については、特段の事情の有無ではなく、国の重点支援地方交付金が示されたことから、これをしっかりと活用して無償化を実施するものでございます。無償化の期間は、本市に配分される金額を踏まえて、4月から9月までの半年間とするものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 御答弁では、国の重点支援地方交付金が示されたことが今回の小学校給食費の無償化を予算化した理由とのことでした。

では、令和7年度にさらに交付金の交付のめどが立ったならば、10月以降の無償化を実施する意思があるのかどうかお伺いします。

○泉井智弘議長 学校教育部長。

○山下栄治学校教育部長 今後、さらに交付金のめどがたてばとのことですが、交付金の詳細が示された時点で、その用途について本市の実情に照

らし、市として有効な活用方法を検討していくことになるかと認識しております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 10月以降の無償化の継続を、改めて強く要望します。

次に、令和7年度の国民健康保険特別会計予算を見ると、保険給付費は対前年度比で50億3,836万円の減額となっています。この多額の減額理由には、診療報酬改正の影響や高齢者の後期高齢者医療への移行など、被保険者数の減少など一定数あると考えられます。予算減となった理由を具体的にお答えください。

また、今後、高額療養費限度額の改正や後期高齢者医療への被保険者のさらなる移行による影響をどのように見込まれているのかお答えください。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 令和7年度（2025年度）の保険給付費が昨年度と比較して減額となった主な要因は、診療報酬のマイナス改定の影響や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行及び社会保険適用拡大により被保険者数が減少したことによるものでございます。

なお、今回の予算の積算に当たって高額療養費の自己負担限度額の引上げの影響は見込んでおりませんが、国の推計では、保険給付費が0.21%減少すると見込んでおります。

団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行完了に伴い被保険者数の減少は鈍化し、保険給付費の減少も鈍化する見通しですが、今後とも国の動向を注視し、適時、的確な予算の積算に努めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 社会保険料の負担軽減の必要性から、高額療養費限度額は負担能力に応じて改正される予定ですが、長期療養中の患者負担は据え置かれるとも言われています。国民健康保険制度の改正についてどのように周知されるのかお伺いします。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 国民健康保険制度の改正に伴う市民への周知につきましては、市報すいたやホームページ等で周知するとともに、機会を捉えて保険料決定通知書に案内を同封するなど被保険者への丁寧な説明に努めてまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 次に、団塊の世代の全てが75歳以上の後期高齢者となり、高齢化社会における様々な問題が発生するとされる2025年問題と言われている2025年を迎えました。本市においても各所に高齢化の問題が生じているか、新たに生じるであろうと考えます。

そこで、数点お伺いします。まず、後期高齢者医療保険について、医療費の増大による影響はどのような状況にあるのでしょうか。令和7年度予算での傾向並びに今後の推移についてお答えください。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 近年の後期高齢者医療制度における医療給付費の増大に伴い、府内被保険者一人当たりの保険料は、前期と比較し約9%の増額となっております。

また、令和7年度（2025年度）大阪府後期高齢者医療広域連合予算において、府内市町村が納付する市町村負担金及び現役世代の負担金は、対前年度比で約4%増加し、本市の令和7年度予算でもこれらを踏まえた予算額となっており、今後もこの傾向が継続すると推測しております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 次に、介護保険について、高齢化が進めば、おのずと身体機能が衰えて、要支援や要介護の状態になる高齢者が増えると考えられますが、本市における要支援、要介護者の増加傾向はどのような状況でしょうか。国や大阪府と比較して、その傾向についてお答えください。

また、本市においての特徴が示されるのであれば、

その理由についてお答えください。

○泉井智弘議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 本市における要支援、要介護の認定者数は、高齢者とされる65歳以上の人口増加と同様の傾向にあり、団塊の世代が75歳となる2025年以降におきましても、総人口に占める75歳以上の人口の割合が増加していくため、認定者数が年々増加する見込みとなっております。国や大阪府も同じ動きとなっております。

また、本市の高齢者人口に占める認定者数の割合を示す認定率は、令和5年（2023年）9月末で20.6%であり、国の19.3%より高いものの、大阪府の23.5%よりも低く推移しております。

本市が大阪府の中で低く推移していることにつきましては、様々な要因が考えられますが、いきいき百歳体操をはじめとした介護予防の取組に一定の効果があったものと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 続いて、火葬場についてお伺いします。

高齢化が進み、高齢者人口が著しく増加するということは、より多くの方がお亡くなりになる状況となっていくことは避けられない事実です。最近のやすらぎ苑の利用状況から見ても、増加傾向にあることは否めません。利用状況は季節によって変動はあるものの、死亡者数の増加する冬場では、やすらぎ苑の火葬炉がフルに稼働しても、おおよそ1週間の待機日数が必要となっております。

現在の待機日数の発生は、火葬炉の改修等のメンテナンスで一部の炉が停止していることが理由ではありません。この傾向は火葬炉を増設しない限りなお一層顕著なものとなり、通年を通じても火葬の相当な待機日数が生じてくると考えます。

しかし、火葬炉を増設を検討するといっても、現実にはたやすいものではないことは重々承知のところですが、やすらぎ苑の待機日数の長期化問題についてどのように対処するお考えか、また火葬までの待機日数に係る遺体保管費用の負担を強いられる市民

に対して、市として対策を講じる責任についてどう  
お考えかお答えください。

○泉井智弘議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 まず、待機日数の軽減に向けま  
しては、特に亡くられる方が多い冬季に火葬炉を  
停止することのないよう、修繕スケジュールを立て、  
冬季には火葬炉がフル稼働できる体制を整えており  
ます。

しかしながら、例年、冬季において最長で一週間  
程度お待ちいただくことが1か月半程度続いている  
状況となっており、近隣他市におきましても同様の  
状況であるとお聞きはしておりますが、長期の待機  
日数により市民の方々には遺体保管費用の負担をお  
かけしており、大変心苦しく思っております。

次に、市として対策を講じる責任といたしまして  
は、まずは、今後とも冬季に火葬炉が停止し、今以  
上お待ちいただくことのないよう適切な時期に整備、  
修繕を行い、引き続き全ての火葬炉が稼働できる体  
制を整えることと考えております。

その他の対策につきましては、近隣他市や待機日  
数が本市よりも長い関東圏も含め、調査、研究して  
まいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 待機日数問題に対する早期の取  
組を要望します。

次に、高齢化が進むと、医療や介護の問題にとど  
まらず、様々な場面でその問題が顕著になってくる  
と考えられます。公共交通機関や地域経済に与える  
影響もしかりです。

市長は、市報すいた1月号の新年挨拶の中で、団  
塊の世代が全て75歳以上となるいわゆる2025年問題  
と言われる年を迎えました。少子高齢化や人口減少  
が急速に進む我が国において、本市は現在も人口が  
増え続けています。そのような特異的な状況にある  
吹田市だからこそ、果たすべき使命があります。今  
後も良好な住環境の整備を進めるとともに、子育て、  
教育、福祉など各分野の課題にしっかりと対応し、  
市民の皆様の安心、安全で豊かな暮らしをお守りす

るため全力で取り組んでまいります。と述べられて  
おります。

しかし、令和7年度当初予算において、2025年問  
題、高齢者施策への特段の予算計上があるようにも  
思えません。本市として2025年問題をどのように捉  
えて対策を講じているのか、または今後どのように  
対策を講じようとしているのか、市長にお伺いしま  
す。

○泉井智弘議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは、担当よりお答えいたし  
ます。

吹田健やか年輪プラン（吹田市高齢者保健福祉計  
画・介護保険事業計画）におきまして、団塊の世代  
が75歳以上となる2025年までの道筋を示したロード  
マップを策定し、地域包括ケアシステムの構築に向  
けた取組を進めてまいりました。

2024年度から3か年を計画期間としてスタートし  
た第9期計画におきましては、65歳以上の人口がピ  
ークとなる2050年を見据えて計画的な介護保険サー  
ビス基盤の確保と地域包括ケアシステムの深化、推  
進を主要な課題と捉え、必要となる取組について、  
全庁的に進めているところでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 我が国は、いよいよ本格的な超高齢  
社会に突入をしました。ただ、ここで注意をしたい  
のは、ただいま一連の御質問の中でもありますよう  
に、超高齢社会、高齢社会、超高齢社会、すなわち  
人が長生きをすることが一義的にネガティブに聞こ  
えるようなニュースとして伝わらないように、我々  
は言葉を注意をしなければならないと思っております。

国においては、12年後の2037年に3人に一人が高  
齢者となります。今後も人口増加が続くと想定され  
る本市におきましても、25年後の2050年には、同じ  
く3人に一人が高齢者となります。そのような社会  
で国民が、だからこそ安心して豊かに暮らせる環境  
を国家的に整えるとともに、自治体が置かれたそれ  
ぞれの状況に合わせた細やかな対応がより重要な

ります。

本市が既に進めている超高齢社会への対応を継続、強化するには、今後、市民、地域、企業、そして行政が力と思いを寄せ合って支え合わなければならない。そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 2025年問題は、高齢者に限る問題ではありません。市政全体に影響を及ぼす問題であると考えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、市道片山町21号線及び朝日が丘町12号線の拡幅整備工事についてお伺いします。

朝日が丘町から片山町に至る東西を結ぶ道路については、旧市民病院跡地の売却条件の中にその整備が位置づけられていました。なぜこの時期に市の道路新設改良事業として旧市民病院跡地の外で多額の市費を投じて整備することになったのか、その理由を詳細に御説明ください。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 当該エリアは、大学、商業施設の進出や市民病院の移転といった土地利用動向を受け、平成27年度（2015年度）から地域との意見交換会を行い、平成29年度に行った当該エリアのまちづくり方針案の検討において、東西交通機能の確保が地域課題の一つと確認されたところです。

この課題を解決するため、検討の前提として、道路として望ましい線形や構造となるよう検討を行い、現道を拡幅して整備することが、東西交通機能を確保する上で望ましい道路の案として整理されましたが、その実現に向けての最大の懸案事項は、用地取得となっていました。

当該道路は、地権者の理解と協力が必要な任意による用地取得となることから、協力が得られない場合は、長期化が想定され、地域課題の早期解決に当たっては、当時、用地取得が不要となる旧市立吹田市民病院跡地を活用した整備が合理的であると判断し、跡地の公募の基本条件に、買受者による9m以上の道路の整備及び市への移管を盛り込み、跡地整

備と併せて東西道路整備を行うこととしました。

しかし、地方独立行政法人市立吹田市民病院が令和元年度及び令和3年度に行った公募は、事業者決定に至っておらず、東西交通機能の確保は、いまだ実現していません。このため、当時、最も懸案事項となっていた用地買収について地権者交渉を精力的に重ねてきた結果、当該エリアの地域課題解決に対する理解とそれに伴う道路の拡幅整備について協力意向が示されたところです。

また、本年度に技術的検討及び関係権利者、交通管理者、道路管理者との協議を行い、一定の実現性が確認できたなど、拡幅整備に向けた条件の整理ができたため、平成27年度から地域課題の一つである東西交通機能の確保について、早期の実現に向け、市が主体となって東西道路の整備を進めるものです。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 本予算では、用地購入に関する予算が主なものですが、今後、整備に必要な予算の見込みは幾らになるのか概算で結構ですのでお示しください。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 現時点で、今後整備に必要な予算は、道路詳細設計業務に約2,000万円、道路整備工事に約1億5,000万円、合計約1億7,000万円を見込んでおります。

なお、令和7年度（2025年度）に実施を予定している道路詳細設計業務において、道路整備工事費を精査する予定としております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 病院跡地で住宅建設を行うには、東西道路と同様の形態の開発道路が敷地内に必要です。なぜ、今、多額の市税を投じて外に道路を整備するのか疑念を抱きます。

次に、旧市民病院跡地の売却についてお伺いします。

以前、市民病院に跡地売却の3回目の事業者公募

の時期についてお伺いしたところ、令和5年中に公募を予定して進めている旨の御回答をいただきました。しかし、その後現在に至っても3度目の事業者公募が行われていません。まずは、事業者公募の実施に至らない理由をお尋ねします。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 市立吹田市民病院の旧病院跡地の売却につきましては、令和3年度（2021年度）に実施した2回目の公募が不成立となりました後に、同病院で建物解体や造成等に係る各種費用の精査を実施してまいりました。

また、市といたしまして、改めて地域のまちづくりの観点から課題を整理し、同病院と公募に向けた協議を行うため、スケジュール変更等の協力を求めたことから、現状として公募の実施に至っていないものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 このたびの東西道路の拡幅整備がもたらす旧市民病院跡地並びに跡地売却にどのような影響が生じるのかお尋ねします。

○泉井智弘議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 旧市民病院跡地及びその売却への主な影響といたしましては、地域課題である東西交通機能が確保される見込みであることから、従来、売却の基本条件の一つとしておりました買受者による東西に連絡する道路の整備と本市への移管に関する項目を次回の売却時には見直すことを想定しております。

また、拡幅整備に当たり、病院跡地の一部の使用が検討されていることから、跡地売却の対象面積が変更となる可能性があるものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 御答弁では、病院跡地の一部を道路整備用地と交換することが検討されているとのことですが、病院跡地には病院施設の建築物が現存しており、土地の活用には解体撤去が必要となりま

すが、解体撤去に係る費用はどかが負担することになるのでしょうか。市ですか、市民病院ですか、病院跡地を取得する第三者でしょうか。検討の上でどのようになさるのかお伺いします。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 東西道路の整備に当たり、地権者から代替地を求められた場合、旧市立吹田市民病院跡地の一部を候補地として考えています。代替地として取得する場合は、更地の状態で取得することから、本市が当該土地に存する建物等の解体撤去に要する費用を負担することはございません。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 市民病院経営に不利益を生じさせないことを要望しておきます。

平成25年8月に千里丘豊津線の一部区間を廃止し、千里丘朝日が丘線に名称変更を行っています。このとき、都市計画の一部廃止区間の代替案として、今回予算にある東西道路を整備し、出口町1号線に接続し、府道145号線豊中吹田線に至るまでの検討がなされていましたが、実現に至らなかったと仄聞しています。

そこで、思うところがあります。東西道路の拡幅整備により、近接の朝日が丘児童センターやこども発達支援センターへの影響及び子供らの安全な交通などについて対策を講じる必要があると考えます。

また、グリーンプレイス方向へ向かう片山町31号線の混雑や阪急豊津駅方面や西の庄町交差点方面に向かう府道145号線豊中吹田線への接続点となる出口町1号線終点のスーパーライフ豊津店付近の混雑も心配されます。

そもそも、出口町1号線の狭隘部分での安全対策が必要です。東西道路開通に伴う周辺への車両流入によって発生するであろう様々な問題への対応について、道路整備計画上の十分な検討がなされた上での予算提案であるのかお答えください。検討されたのであれば、対策案について具体的にお示しください。

○泉井智弘議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 東西道路の予定地周辺には、子供が利用する公共施設が複数ありますが、子供の安全対策は重要な課題であると認識しており、東西道路と片山坂の交差点に信号機を設置するほか、横断歩道や横断防止柵の設置についても交通管理者や道路管理者と協議を行っているところです。

また、御指摘の箇所については、現在でも一定の交通量があると認識しています。東西道路は、都市計画道路のような広域交通ネットワークを構築するものではなく、地域課題の解決を図ろうとするものです。

大幅な交通量が増加する要因としましては、周辺における大規模な土地利用転換や広域的な交通ネットワークの形成による交通流の変化が考えられます。現状では、旧市立吹田市民病院跡地の売却による土地利用転換が想定されますが、東西道路整備後の状況を注視し、その状況に応じて道路管理者や交通管理者とともに対応策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○泉井智弘議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 次に、土木部からも御答弁申し上げます。

東西道路整備により、当該道路は現在の一方通行から双方向となることから、交通の流れの変化などに注視し、接続する道路の道路管理者や交通管理者などとともに状況に応じた対応策を検討してまいります。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 周辺道路への安全対策は重要と考えますので、よろしくお願いします。

最後に、庁舎管理における事務室の配置等についてお伺いします。

令和7年度当初予算で男女共同参画センター改修の実施設計予算が計上されています。設計内容には、旧教育センター跡に資産経営室と人権政策室の事務室を移転させるための改修が含まれています。資産経営室は令和5年度に北千里図書館、公民館跡へ本

庁舎から移転し、まだ2年しか経過していません。北千里駅前の再開発事業の開始時期も何年先になるのか不明な状況の下で、多額の改修費と事務室移転費用を執行したにもかかわらず、再度の移転を決定するに当たって合理的な理由があったのでしょうか、お答えください。

○泉井智弘議長 総務部長。

○大山達也総務部長 資産経営室が現在執務室として利用しております北千里地区公民館等跡は、北千里駅前の再開発を見据えた暫定的な利用となりますが、移転時において再度の移転先は決まっております。

このたびの男女共同参画センター大規模修繕工事において、移転した教育センター跡の活用と本庁舎が狭隘であるという課題の解決に向けて検討を行い、教育センター跡を人権政策室及び資産経営室の執務スペースとすること等により、施設を有効に活用できるものと考え、公共施設最適化推進委員会の審議を経て庁内合意がなされたものでございます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 本庁舎が手狭になっているのか、DX化の推進とともに、事務室の必要面積が減少する影響を考慮しないのか、なぜ本庁舎から他所へ移転する理由があるのか理解に苦しむところがあります。

本庁舎に配置するべき部署や事務室をどのように配置し、本庁舎に不足する事務室面積をいつ、どこで確保するのか、ある種の計画に基づき配置を計画的に行っているのかお聞かせください。

○泉井智弘議長 総務部長。

○大山達也総務部長 本庁舎の執務室等の配置に当たりましては、中・長期的な配置計画はございませんが、各室課において執務スペースの拡充等が必要となる場合には、本庁舎に求められる機能や利便性を確保した上で、他の施設との複合化や集約化の観点も含め、今後の業務遂行において必要となる執務室の機能や面積を確認し、関係所管と調整を行いながら進めていく必要があると認識しております。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

以上でございます。

○泉井智弘議長 32番 乾議員。

(32番乾議員登壇)

○32番 乾 詮議員 本庁舎の建て替え等も十数年後には迫ってまいりますので、事務室の配置等につきましては計画的に行っていただくことを要望し、質問を終わります。

○泉井智弘議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は明日、2月27日（木曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後3時57分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	泉井智弘	
吹田市議会副議長	山根建人	
吹田市議会議員	塩見みゆき	
吹田市議会議員	有澤由真	